

# 政策資料

No.112 《復刊6号》  
1975年11月1日

## 特集 I 環境影響審査法案

..... 1

## 特集 II 現在の経済危機の本質と内容

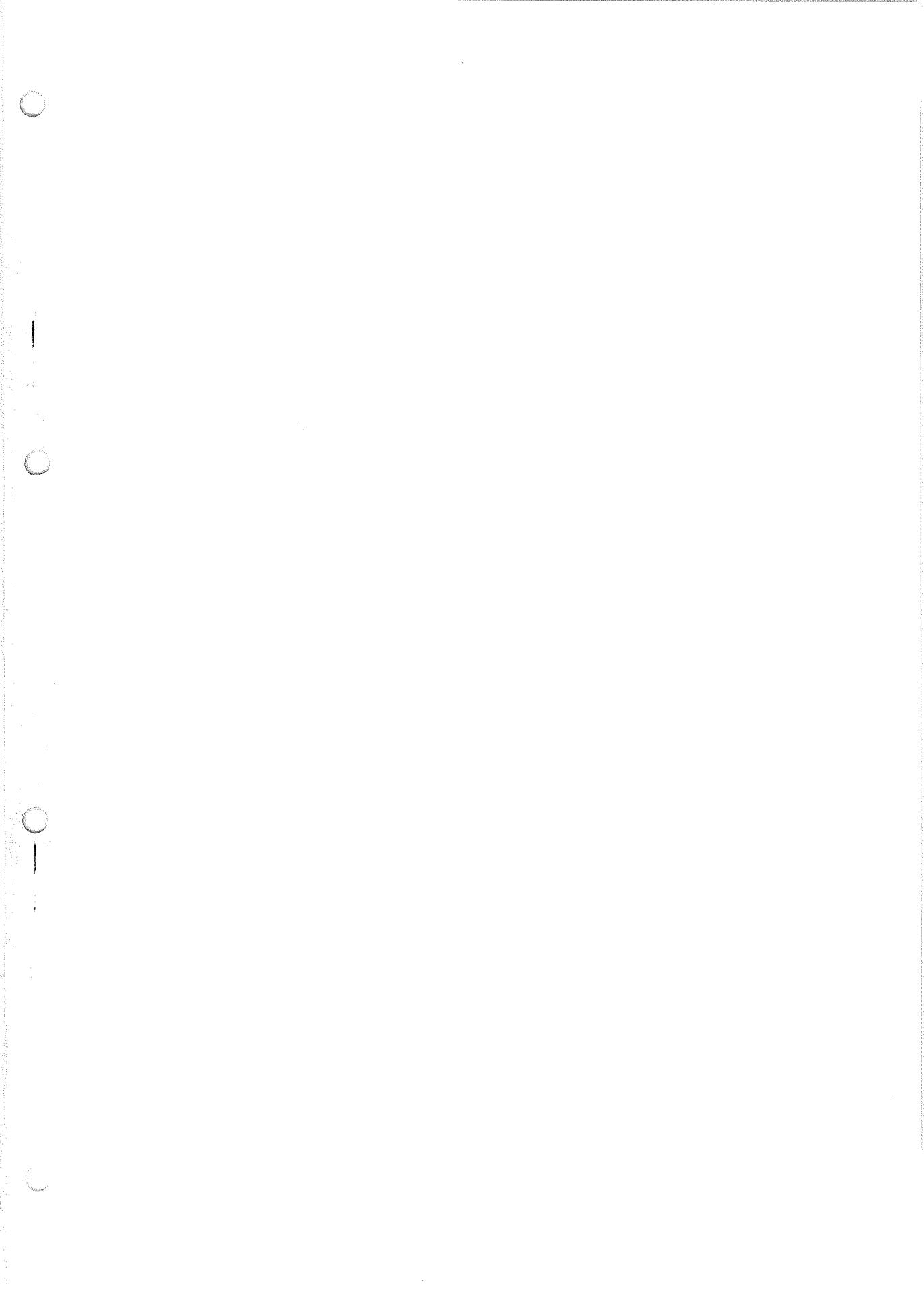
—「革新政策企画委員会」  
ヒアリング報告

..... 11

## 資料

- △臨時国会における「地方財政強化」  
のための当面の闘い ..... 23
- △飼料の需給及び価格の安定に関する法律案要綱 ..... 23
- △農地の宅地なみ課税をめぐる情勢  
と今後のたたかいについて ..... 28
- △「領海12海里の早期宣言」に関する  
わが党の態度 ..... 29
- △昭和50年産でん粉、イモ、ビート  
価格決定についての申入れ ..... 30
- △党の公共料金（酒・たばこ・郵便  
料金）政策 ..... 30
- △国鉄の料金値上げ申請について ..... 31
- △郵便貯金金利の引下げについて ..... 31
- △「運輸省」昭和51年度予算編成について ..... 32
- △中小企業向け不況対策に関する  
申入れ ..... 32
- △中小企業者事業分野の確保に  
関する法律 ..... 33
- △「中小企業者の業事分野の確保  
に関する法律案」提案理由説明 ..... 34
- △飼料作物生産振興特別措置法案 ..... 35

日本社会党政策審議会



# 特集 I

一九七五・一〇・一七

## 「環境影響審査法案」の立法化にあたつて

日本社会党政策審議会  
公害環境政策委員会

日本の環境行政は、國の中央行政と地方行政の別を問わず、「開発優先型の開発行為が先行し、その結果として深刻な環境汚染実態をつくり、人の健康被害や植物被害等を発生させた後のあとしまつ行政」、すなわち「後追い環境行政の域」で足踏み状態をつづけてきた。

環境庁が発足した後の、國の環境行政も、決して例外ではない。

「環境影響審査」、または「環境影響評価」の制度化は、開発行為の実施によつてもたらされるであろう環境破壊と環境汚染を事前に審査、評価し、野放しで推移してきた開発行為を規制するとともに、後追いの公害行政、環境行政からの脱皮をになうものであり、真の環境行政の第一歩となるものである。いいかえるならば、従来の環境行政の基本認識と発想法を一八〇度転換し、開発行政か

らまわされたツケの処理を請負う「対症療法どまりの環境行政」から、「公害未然防止と事前予防を重視する環境保全優先の行政を実現するもの」、それが環境影響審査なのである。

したがつて、環境影響審査の制度化は、日本の環境行政の前途を左右するものであり、重大な意味と役割をもつてることを正しく認識しなければならない。

現行法で環境影響評価に關係があるものとしては、工場立地法、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び公害対策基本法による公害防止計画が考えられる。

次に、瀬戸内海環境保全臨時措置法におい

ては、特定施設の設置をしようとする者に対して、特定施設の設置が環境に及ぼす影響について事前評価を義務づけているが、対象地域が瀬戸内海というきわめて限られたものであること、公共事業を対象事業としていないこと、事前評価が水質汚濁に関する事項に限られたものであること、などの限界をもつて

いる。

鋼、電力、石油精製、石油化学等の基幹産業を主体とする工場を集中して設置しようとする地域及び現在ある工業地域で今後さらに拡張される地域を対象として、大気汚染、水質

公害対策基本法による公害防止計画は、開発規模が明らかになり、かつ開発もある程度まで進んだ状況のもとで、環境汚染の改善を主とする計画として運用され、公害の未然防止計画としては機能していない。

したがって、莫大な先行投資後の進行過程で開発計画に大幅な修正を加えることは、きわめて困難である。さらに、防止計画により施策を行う対象が限定されていること、通常の達成期間が五年であつて長期の開発計画に対応できないこと等により、環境保全優先の立場に立つ汚染の効果的未然防止策とはいがたい。

現行法のもとにおける環境影響審査は、都市計画法、建築基準法、港湾法、公有水面埋立法等の関係法規における規定を行政上運用する段階でとどまり、その実施がほとんど確保されていないというのが現状である。從来の中央行政と地方行政は、事前に環境影響審査を実施する習慣すらもつてないのである。したがつてこれらの関係法規は、環境保全優先の立場に立つて各行政分野との調整を行うためには十分とはいえないどころか、はなはだ不十分な状態にある。

これら現行法制度の不備をおぎなうため、昭和四十七年六月「各種公共事業に係る環境保全対策について」（閣議了解）により公共事業については、開発主体に対する環境影響

評価の義務づけがなされているが、この閣議了解もいつこうに実施される気配すらないままに推移してきた。今後は、さらに歩を進めてすべての開発計画に対する環境影響審査に関する基本法の立法化を図ることが必要である。

(1) 中央公害対策審議会の中間報告について  
○ 昭和四十七年十二月中間報告（特定地域における公害の未然防止の徹底について）

この報告書は、初めて、開発に際しての「環境保全優先の原則」をうち出した点において、注目と評価にあたいる内容をもつていた。ともすれば、無味乾燥な内容で妥協しがちである政府の審議会報告のなかでは、画期的なものであつたといえよう。

だが、全体として、一般論・精神論に流れ、具体的な内容を欠いていた。たとえば地元住民との関係、住民への手続き、環境報告書に必要な公開の原則などについては、一言もふれていなかった。

公害を未然に防止するためには、環境保全上の保証がえられないならば、その開発計画は、最終的には実施に移されではなくないというが、この中間報告の全体をつらぬく考え方で、開発に際しての、「環境保全優先の原則」をうちだした点において評価できる内容をもつている。

もつてしては、その達成が困難または不可能であるという理由から環境保全水準を認めるようなことは、あつてはならない。」と、これまでの企業規制が多くの場合、企業との妥協に終つていた点反省して発想の転換を迫つてることとは評価にあたつする。

しかし、環境影響報告書の作成を開発主体のみに義務づけるといいながら、計画案説明会、公聴会など地元関係住民への手続きを制度化する必要性にはふれていない。

また、この中間報告では、公開の原則がとり入れられていない。環境影響審査は、その内容をすべて公開したうえ、あらゆる角度からの批判に対して検討を加え、必要な意見は、これを取り入れるべきである。

○ 四十九年六月の環境影響評価小委員会報告（環境影響評価運用上の指針について）

この報告書は、四十七年十二月報告を一步前進させた二つの部分をもつていて。第一は、地元関係住民に対する環境影響報告書の「事前公表」をうちだしたこと、第二は、環境影響報告書作成の際の「評価項目」を具体的に示したことである。

しかしながら、この報告は解明不十分なおおきな欠点をもつていて。それは、(1)地元住民に対する手続きを欠落させていること、(2)法制度化の必要性についてふれてい

ないこと、③現行の開発諸法との関係、関係省庁の既得権限との関係を説明していないこと、④公共事業を環境影響評価の対象外としたことなどである。とくに住民への手続きといふ公共事業の脱落を重視すべきである。

また、この中間報告は、「環境影響評価を通じて環境保全上の保証が得られない限り、開発計画は実施されではならない。」と環境保全最優先の原則を定め、さらに、「環境影響評価の結果は、地域住民に事前に公表されなければならない。」と環境影響評価について公開の原則の確立を求めて四十七年十二月報告を一步前進させている。

その内容として環境影響評価は、構想、基本計画、実施計画などの段階ごとに繰り返して行う必要があること、その場合には、科学的に確かなことと不確かなことを区分することが大切であること、新しい環境情報のもとに、環境影響報告書を絶えず見直し、環境保全上支障が認められた場合は、機を失せず開発計画そのものを再検討すること、等が強調されている。

この指針により込まれている開発による公害を未然に防止するという基本姿勢は、環境影響審査に関する新たな立法を待つまでもなく、ただちに環境行政の中に積極的に生かしていくべきものである。

次に、指針は高速自動車道、新幹線、空港の建設など工業開発と直接つながらない公共事業は、一応除外しているが、国・地方公共団体自身も環境破壊の危険性をもつており、これらの大規模な公共事業は、昭和四十七年六月「各種公共事業に係る環境保全対策について」（閣議了解）によって開発主体に対して環境影響の内容と程度、環境破壊の防止策、代替案の比較等の調査研究とその結果について所要の措置をとらせること等が定められている趣旨からしても、当然その対象とすべきである。

次に、住民参加について、指針では、地域住民の意志を尊重すべきであるとして審査の結果を事前に公表するように求めているものの、住民参加については「さらに具体的な検討が加えられる必要がある。」と述べているにすぎないが、今後地域住民が審議の段階で参加することを含めて住民参加のルールを確立する必要がある。

環境影響報告書の作成を開発事業主体に義務づける法律がない現在の段階の環境影響審査は、あくまで行政指導どまりの限界をもち、その行政指導さえ満足に行われていい。実施にあたって実効を期すために、具体的に環境影響審査の実施主体、実施時期、実施する内容等を規定した基本法の立法化が必要である。

## (2) 環境影響審査法の考え方

法制化の案は、大別すると、次に述べるような二案にわけられると思う。

**第一案 地元関係住民への手続きを主体とする、「一般法的性格をもたせた手続き法」として定める案。**

第二案 地元住民への手続きに加えて、なんらかの基準（例・環境保全水準または環境基準）を設定し、個別規制法として定める案。

日本社会党としては、「手続き法」の一案をとることとした。その理由は、キメの細かさと具体性の点において優れているかのように思える第二案には、どうしても無理がつきまとひ、あえて「基準」を設定しても、それが不十分な環境影響報告書であっても、基準に適合しているために開発行為を容認する側面（免罪符的な役割）をもつことになるからである。

たとえば、環境影響報告書の生命線ともいるべき「基準」、すなわち「環境保全水準」を考えてみるとわかるが、現在の科学水準では、動植物・歴史的文化遺産・農漁業などへの影響を計量化できないという事情がある。あえて「基準」を求める、公害対策基本法第九条に定める「環境基準」が判断尺度として浮かんでくる。

しかし、日本の環境基準は、そのまま環

境保全水準へ流用することはできない。大気汚染の場合、①環境基準を定めた汚染物質が、二酸化いおう、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、オキシダントのわずか五物質にすぎないこと、②四〇才以上の成人の健康（呼吸器系）への影響を基礎として基準を定めており、乳幼児や老人への影響を考慮していないこと、③動植物への影響を加味していないこと、④汚染物質単体の影響基準値であり、二以上の汚染物質の複合汚染による人体影響を考慮していないことなどの事情があることを見究めなければならない。

また、環境のうちで計量しうるものは、極めて限られているという現実をふまえて大気、水質等への影響のほか、現在の科学的知見では計量化できない自然景観、生態系、歴史的文化遺産、風土心情等に対する影響をどのように評価するかは、環境保全と地域開発のかかわりを考えるうえで最も重要な課題である。

今後における地域開発など開発行為の実施にあたっては、それが環境にどのように影響を及ぼすかについての調査、審査及び再審査を行うとともに、住民への手続によつて現在の科学的知見では計量化できない影響を評価するなどによる環境影響審査手法の確立をはかり、環境破壊の未然防止に

努める必要がある。しかし、現在わが国において環境への影響の事前審査と評価を実質的に担保するような基本的な法律はない。したがつて、環境保全優先の原則にたつて環境影響審査の制度化を定めるためには個別の法律の運用に頼るのではなく、環境

## 環境影響審査法案要綱

### 一、目的

この法律は開発行為が環境に及ぼす影響を事前に審査する手続きを定め、当該審査の手続への住民参加及び審査の手続の公開の原則を確立するとともに、環境保全優先の原則に基き開発行為を規制することにより、環境の汚染又は破壊を未然に防止し、もつて良好な環境を確保することを目的とする。

### 二、定義

1. この法律のいう「開発行為」とは、製造工場等の設置、工業団地、住宅団地、流通業務団地等の造成、公有水面の埋立て、道路、鉄道、軌道、飛行場等の交通施設の設置、電気、ガス、工業用水道等の供給施設の設置、下水道、廃棄物処理施設等の処理施設の設置、石油精製設備石油パイプライン等の設置、ダムの建設その他河川工事、港湾工事、鉱物の採掘

影響審査に関する基本法（例えばアメリカにおける国家環境政策法（NEPA）のようない法）を早急に制定しなければならないと考え、「環境影響審査法案要綱」を作成したものである。

ゴルフ場、スキー場等の運動レジャー施設の建設その他良好な環境の確保に支障を生ずるおそれのあるもので政令で定める規模以上（一〇ヘクタール以上）のものとする。

2. 「環境影響審査」とは、開発行為の実施前に、関係地域の自然的・社会的諸条件についての環境の現況を調査し、事業計画等による開発行為の実施によって環境の現況に及ぼす影響を予測し、あわせてその環境に対する悪影響の防衛策を検討して、評価することをいう。

### 三、環境影響審査手続

- (1) 事業計画及び環境影響報告書の提出  
開発行為の事業主体は、開発行為に着手しようとする場合には、あらかじめ開発行為の実施の区域、施設の種類等を定めた事業計画およびその開発行為の実施が環境に及ぼす影響についての調査の結

果についての事項を記載した書面（以下「環境影響評価報告書」という）を環境影響審査委員会（以下「委員会」という）に提出しなければならないものとする。

(二) 審査会への関係書類の送付

環境影響審査委員会は、事業計画及び環境影響報告書を受理したときは、その事業計画による開発行為についての環境影響審査を行わせるため、事業計画及び環境影響報告書の写しを環境影響審査会（以下「審査会」という）に送付するものとする。

(三) 公告及び関係書類の閲覧

1. 委員会は、事業計画及び環境影響報告書を受理したときは、その旨を公告するとともにその要旨を公表しなければならないものとする。

2. 委員会は、関係書類の写しを一般の閲覧に供しなければならないものとする。

（公告、公表、閲覧については、住民への手続、住民の参加という見地から

広報への記載新聞等への広告掲載、環境関係資料閲覧室の設置、関係書類の実費による複写サービスなどきめの細かい方法を含め中央環境影響審査会規則で定めることとする。

(四) 公聴会

1. 委員会は、公告の日から六十日を経過した日以後、公聴会を開催しなければならないものとする。公聴会の期日及び場所は、あらかじめ公告しなければならないものとする。

2. 公聴会は、関係市町村ごとに人口二万人について一ヵ所以上、都の特別区又は指定都市の区域内にあっては特別区又は区ごとに人口五万人について一ヵ所以上、一ヵ所につき二回以上、開催しなければならないものとする。

3. 開発行為の事業主体は、公聴会に出席し、事業計画及び環境影響報告書について説明しなければならないものとする。

(五) 意見書の提出

関係市町村の住民及び利害関係人（環境の保全を目的とする団体を含む）は、公聴会の開催後二十日以内に、委員会に対し、意見書を提出することができるものとする。

(六) 審査会の審査

1. 審査会は、事業計画及び環境影響報告書について環境影響審査を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

2. 委員会は、審査会より報告（（六）の1.の報告）を受けたときは、環境影響審査の

結果を公表するとともに、公聴会における住民の意見、（五）の意見書の要旨をあわせて公表するものとする。

四、住民投票

(一) 開発行為に関係があるものとしてあらかじめ委員会が指定する地方公共団体ごとに、その地方公共団体の住民で選挙権を有するものは、審査結果の公表の日（（三）の（七））から六十日以内に、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、その地方公共団体の選挙管理委員会に対し、開発行為の実施の是非に関する投票の実施を請求できるものとする。

(二) 前項の投票実施の請求があったときは選挙管理委員会は、直ちに請求の要旨を公表するとともに、開発行為の実施の是非についてその地方公共団体の選挙人の投票に付さなければならないものとする。

五、事業計画の認可

(一) 事業計画の認可

1. 開発行為の事業主体は、あらかじめ開発行為に関する事業計画について、委員会の許可を受けなければならない

ものとする。

2. 前項1の認可は、審査会が行うその開発行為に関する環境影響審査(三)の(六)に基づき、良好な環境(注)社会党案の「環境保全基本法」第三条に規定するものをいうの確保に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、してはならないものとする。
3. 委員会は、認可に際しては、公聴会における住民の意見、関係市町村の住民及び利害関係人の意見書(三)(五)の意見書)の趣旨、住民投票の結果を尊重しなければならないものとする。
4. 前項の認可には、良好な環境を確保するために必要な条件を付することができるものとする。
5. 国の機関又は都道府県が行う開発行為については、国機関又は都道府県と委員会との協議が成立することをもって、認可があつたものとみなすものとする。

## (二)

2. 認可に関する委員会の審議は公開し

て行うものとする。

3. 委員会は、認可に関する処分を行つたときは、認可申請者に対し通知するとともに、その処分についての内容を公表しなければならないものとする。

## (三)

1. 事業計画の認可(五)(一)の認可)を受けた事業計画を変更しようとするときは、委員会の認可を受けなければならぬものとする。

2. 前項の事業計画の変更の認可については、三の環境影響審査手続、四の住民投票、五の事業計画の認可の(一)及び(二)の規定を準用するものとする。
3. 不服申立て

地方環境影響審査委員会が行つた認可に関する処分について不服があるものは中央環境影響審査委員会に對して再審査請求をすることができるものとする。

## (四)

## 六、大規模開発行為に関する特例

## (一) 基本計画等の審査

1. 開発予定面積が五十ヘクタールを超える大規模な工業開発、飛行場、新幹線鉄道、高速自動車国道等の政令で定める大規模な開発行為(以下「大規模開発行為」という)については、その開発行為の事業主体(開発行為に関する計画を作成するものが事業主体と異

なるときは、事業計画を作成するもの)

- は、三の(一)の事業計画の提出に先立ち開発予定面積、開発行為の種類、開発行為を実施する期間等の開発行為の概要が明らかになったときは、その開発行為に関する基本計画及び環境影響報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

2. 前項の基本計画及び環境影響報告書については、三の(二)から(七)までの規定を準用することとする。

3. 大規模開発行為の事業主体は、前項(一)の1の基本計画提出に先き立ち、その開発行為に関する基本構想について、住民に周知させるための説明会を開催しなければならないものとする。

## (二) 劝告

1. 委員会は、審査会の環境影響審査の結果に基づき、その基本計画に関する開発行為によって、良好な環境の確保に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、その開発行為の事業主体に対し、基本計画の変更、廃止又は代替案の検討について勧告することができるものとする。

2. 委員会は、勧告を行うに際しては、公聴会における住民の意見、関係市町

村の住民及び利害関係人（環境保全を目的とする団体を含む）の意見を尊重しなければならないものとする。

### 七、環境影響審査委員会

#### (一) 中央環境影響審査委員会及び地方環境影響審査委員会

1. 総理府に、外局として、中央環境影響審査委員会を置き、都道府県に地方環境影響審査委員会を置くものとする。

2. 中央環境影響審査委員会は、環境に関し学識経験を有する者の中から、内閣総理大臣が両議院の同意をえて任命する七人をもつて組織するものとし

地方環境影響審査委員会は、環境に関し学識経験を有する者の中から、都道府県知事がその都道府県の議会の同意をえて任命する委員五人をもつて組織するものとする。

#### 3. 委員会の権限

1. 委員会はこの法律によりその権限に属するものとされる事務を行うものとする。

2. 委員会は、イの権限を行うために必要があると認めるときは、書類その他の物件の提出を命じ、又は事務局その他必要な場所に立ち入り、関係者に質問し、若しくは書類その他の物件を検査することができる。こ

もつて組織するものとする。

八、開発行為の事業主体は、その物件が事業上の秘密にかかるものであることを理由として提出又は検査を拒んではならないものとする。

九、政令への委任

ハ、イに規定する委員会の権限は、二以上の都道府県の区域にわたる事業（事業計画および開発行為により影響が及ぶ場合）については中央環境影響審査委員会が行い、一の都道府県の区域のみにかかる事案については地方環境影響審査委員会が行うものとする。

#### (二) 中央環境影響審査会及び地方環境影響審査会

1. 環境影響審査を行わせるため、中央環境影響審査会を置き、地方環境影響審査会を置くものとする。

2. 中央環境影響審査会は、環境に関し学識経験を有する者の中から、内閣総理大臣が両議院の同意をえて任命する審査委員五十人以内をもつて組織するものとする。

3. 前項の良好な環境は、次の各号に掲げる条件が満たされていることを必要とする。

一、現在および将来の国民が健康で文化的な生活を営むために必要でかつ充分な自然環境および資源が確保されていること。

二、すぐれた自然的景観が保全されていること。

三、国民の健康で文化的な生活を営むために必要でかつ充分な公共的な施設が整備されていること。

四、重要な歴史的遺産が保全されていること。

八、訴訟との関係

委員会および審査会の環境影響審査手続および環境影響審査の瑕疵については訴訟で争うことができるものとする。

一九七五・一〇・十七

## 環境影響審査法案の作成にあたつて

日本社会党政策審議会  
公害環境政策委員会

「環境影響審査法」の骨組みを検討しはじめた今年一月ごろから、われわれ日本社会党としては、二つの原則を大切にしどんなことをしても法案へ入れようと考へた。

第一は、地域の「地元住民への手続法」とする原則である。

これまでの大規模工業基地、港湾、公有水面埋立、新幹線、空港、高速道路等々の開発計画は、地元住民への手続と環境影響審査を欠いたまま、計画が決定され、着工実施にうつされてきた。

極論すると、国と地方の行政がその気になりさえすれば、行政内の手続のみで短時日うちに「法律上の計画決定」と「着工」へこぎつけ、開発計画の既成事実化を先行させてきたといえる。

当事者である地元住民の意思とは関係なく開発行為の事業主体は、計画具体化のための条件整備のみを重視してきたのである。その必然的結果として、面積三七万平方キロの日

本列島は環境汚染で包囲され、公害は深刻化し、美しい自然も切りきざまれつづけた。一九六〇年代後半から全国的な広がりをみせた公害反対運動は、これ以上自然と生活環境の破壊を許してはならないと考える住民の叫びであり、開発計画の横暴先行に対する批判であり、また、行政と企業に対する不信のあらわれでもあつた。

環境影響審査法を法制化する最大の目的は「開発行為の計画決定、実施の際の地元関係住民への手続」を定め、住民参加のルールの出発点にするとともに、環境汚染・公害の未然防止（事前予防）を担保する点にある。公害の未然防止は、地元住民への手続を定めることによって生まれてくる、という考え方方に立つている。

第二は、「公開の原則の確立」である。

従来、開発計画の事業主体と行政は、厚い秘密主義の城壁をはりめぐらし、地元住民に對し「開発計画とその公害防止対策等に関する情報」を公開してこなつた。国と地方公開してこなかつた。国と地方公共団体が事業主体となる公共事業の場合も、決して例外ではなかつた。

開発計画に関する情報は、つねに企業と行政の中のみに偏在し、できるかぎり地元住民を無知の状態に置くような行政運用がまかり通つてきた。住民の同意（コンセンサス）を得るとはいっても、そのほとんどは秘密主義のうちに計画決定へもちこんだ。

環境影響審査法案は、「地元住民への手続と公開の原則」を定め、同時に「環境保全優先の原則」をつらぬいている。規制らしい規制も受けないで野放しのまま推移してきた開発計画は、環境影響審査法が制定されると、結果的に規制を受けることになる。

この「環境影響審査法」は、人間が生きていくために必要な自然環境と生活環境（良好な環境）を守り、環境汚染・環境破壊と公害の深刻化の進行に対しブレーキをかけることを意図しているのである。

### 環境影響審査法案の内容と特色

#### (一) 地元住民への手続

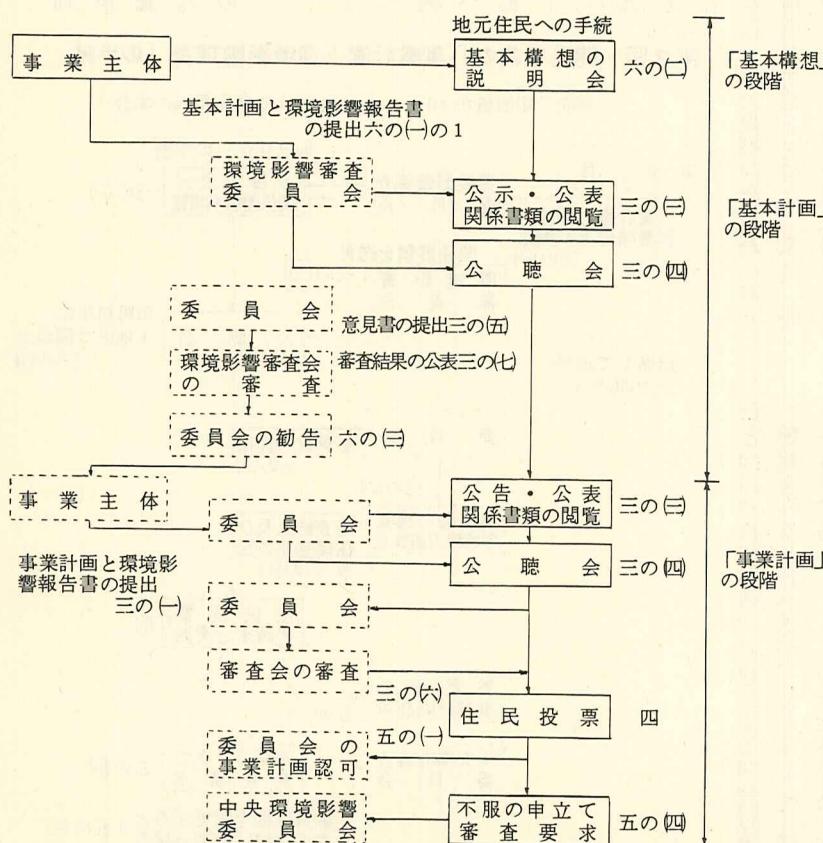
本法案は、いくつかの地元住民への手続を制度化しようとしているが、とくに「説明会・公聴会・住民投票を柱としている。

開発予定面積が五十ヘクタール以上の大

- 規模開発行為（大規模工業開発、飛行場、新幹線、高速自動車国道等）の場合、地元住民への手続は次のようになる（第1図参照）。
- ① 基本構想の説明会＝事業主体は、開発行為の基本構想をまとめた段階で、住民に周知させるための説明会を開催しなければならない。
  - ② 基本計画の公表、公表等＝事業主体は開発行為の概要に関する基本計画と環境影響報告書を作成し、都道府県の地方環境影響審査委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。委員会は、受理を公表し、関係書類の要旨を公表し、書類の写しを一般の閲覧に供する。
  - ③ 公聴会＝委員会は、公表日の六十日以降に公聴会を開催する。公聴会は関係市町村ごとに人口二万人につき一ヵ所以上（都と特別区と政令都市では区ごとに人口五万人につき一ヵ所以上）、一ヵ所で二回以上開催する。
  - ④ 環境影響報告書等の審査＝環境影響審査会（以下「審査会」という。）は、基本計画と環境影響報告書の審査を行い、その結果を委員会に報告。委員会は、公聴会の際の住民意見等とともに審査結果を公表。また、委員会は、基本計画の変更、廃止、代替案の検討を勧告できる。

第1図 大規模開発行為の手続

（開発予定面積が50ヘクタールを超える大規模工業開発、飛行場、新幹線鉄道、高速自動車国道等）



- ⑤ 事業計画の手続＝事業主体が基本計画をかため、より具体的な実施計画の性格をもつ「事業計画」をまとめる。その事業計画と環境影響報告書は、ふたたび「公表・公聴会」の手続を踏み直す。
- ⑥ 住民投票＝事業計画と環境影響報告書に関する環境影響審査結果の公表後六十日

- ⑦ 事業計画の認可＝委員会は、住民投票が行われたときの結果等を尊重して、事業計画について認可または不認可を決定する。
- ⑧ 不服の申立て＝委員会の認可について以内に、地元住民は有権者の五十分の一以上集めると住民直接投票の実施を請求できる。

は、中央環境審査委員会に対し不服の審査請求をすることができる。

以上のように、説明会、公聴会、住民投票を中心として、段階的に地元住民への手続を定めている。なお、基本計画を策定しなくともよい「開発面積十ヘクタール以下の開発行為」の場合の手続は、公告・公表

一公聴会一住民投票一不服申立てとなる

(第2図参照)。

## (二) 公開性

従来の秘密主義を打破する角度から「環境影響審査法」案をみると、開発行為の計画内容及び環境影響報告書の公開性と審査会・委員会の公開性の二つに大別できる。

① 計画内容と環境影響報告書 II 基本計画と事業計画及び環境影響報告書について、委員会はその要旨を公表し、関係書類の写しを一般の閲覧に供しなければならない。

また、大規模開発行為の場合には説明会を定めている。計画決定と実施に先立ち、環境影響報告書の資料をふくめ、計画内容等の公開性が担保されたわけである。

② 審査会と委員会 II 審査会の環境影響審査に関する審議会議と審査結果は、公開公表を定めている。また、委員会の事業計画認可に関する審議も公開となる。このほか、事業上の秘密（企業秘密）と関連して委員会に書類提出命令、立ち入り検査等の

権限を与え、企業秘密を利

由として書類の提出と検査を拒んではならないと定めた。

## (三) その他

対象とする

開発行為につ

いては、開発

予定面積十ヘ

クタール（約

三万坪）以上

と五十ヘクタ

ール（約十五

万坪）以上

で区分し、五

十ヘクタール以上の大規模開発行為に対し

て、とくに厳密な手続を定めた。また、開

発行為の種類については、製造工場、工業

団地、住宅団地、公有水面の埋立、道路、

鉄道、飛行場、電気・ガス、工業用水道、

下水道、石油精製設備、石油パイプライン

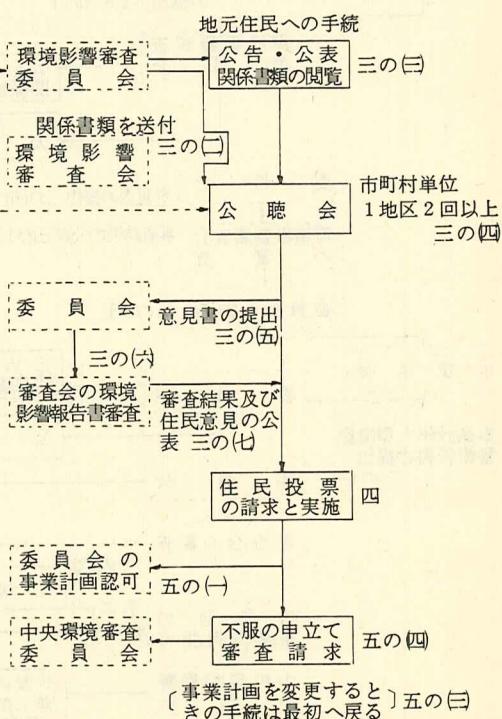
ダム、港湾など（要綱一の（一））で、この他

政令で具体的に定める予定である。

国及び地方公共団体が事業主体となる

第2図 開発行為の「事業計画と環境影響調査」の手続

（開発予定面積が10ヘクタールを超える開発行為の場合）



[事業計画を変更すると  
きの手続は最初へ戻る] 五の(四)

ひとつの特色である。対象とする開発行為の種類をみるとわかるが、そのほとんどは公共事業である。これらの公共事業は、「公共性」の大義名分のもとに、地元住民への手続と環境影響審査を欠落させ、あるいはごく表面的な環境影響報告書でお茶をこし公害の深刻化を増幅してきたといえる。法制化を契機として、まず公共事業が、民間事業に対して範を示すべきときである。

ひどいの特徴である。対象とする開発行為の種類をみるとわかるが、そのほとんどは公共事業である。これらの公共事業は、「公共性」の大義名分のもとに、地元住民への手続と環境影響審査を欠落させ、あるいはごく表面的な環境影響報告書でお茶をこし公害の深刻化を増幅してきたといえる。法制化を契機として、まず公共事業が、民間事業に対して範を示すべきときである。

一九七五・一〇・一三 ヘ革新政策企画委員会報告<sup>版1</sup>

## 現在の経済危機の本質と内容

日本社会党革新政策企画委員会

一九七五・九・八

### 現在の経済危機をどう見るか

報告者 国民経済研究協会会長 竹中一雄氏

日本経済の現状をどうみたらいいか、あるいはその中でどういう政策課題が考えられるか、述べたい。まず不況の現状は統計からみて製品在庫のピークは昨年十一月、出荷指数の底はことしの一月、生産指数の底はことしの一月で、その後ずっと生産も出荷も増加を続けてきている。どうもこの点はいろいろな議論でみとめられている。生産のピークは四八年一二月でこの時を二〇〇としますことしの一月には七九・七、二月には七八・六まで下ってこれが底になりまして七月には速報で八五・五まで回復してきている。この回復のペースは年率でだいたい一四・一五%で過去の不況と比べても決して遅いわけではない。どちらかといふとやや高めであります。生産も出荷もピークから一五%まで落ち込んだところまでもどしてきている。ついでにアメリカの場合は、やはり七三年一月にピークで、

ことし五月の八六・〇が底で、現在アメリカで景気底入れ宣言というのを出していますが、その後八六・三、八六・九と回復し、回復の期間は日本の方が少し長いが、水準はアメリカの方が若干高い。このように数量ベースでは経済活動は上向いてきているが不況ムードは非常に強い。たんにムードが強いだけでなく企業内容は非常に悪くなってきた。九月期決算は四期連続の減益決算で、だいたい三社に一社の割合で赤字決算が出ている。雇用問題が依然として深刻で求人倍率が〇・五%に落ちてきている。一体どういうわけでこういう状況があらわれているのかといふと、私はその理由は結局三つになると思います。一つは今回の不況が過去と違つて非常に低い水準まで落ちこんでいるところにある。生産活動はピーク時を二〇%も下まわる水準まで落ちた。四六年不況、四〇年不況

は必ず副作用をともなう。戦後のインフレも、あるいは古くは第一次大戦後のインフレも、いわばすべて安定恐慌を経過してはじめておさまる。それをいま経験中です。

第三の理由は、その過程で低成長論が大変流行して、加えて政府の姿勢が非常に強まっている。

ことしの初めに政府の経済運営の目標として消費者物価を年度内に九・九%まで下げることと、五〇年度四・三%の実質成長を確保するという二つの目標があつたが、実際には前者の方しかいわれない。野党もそういうことで、非常に政策のバランスが欠けて、不況対策のタイミングが大巾に遅れたということではないか。加えて、いまいろんな形で長期の経済での景気回復ということだと思う。つまりインフレ収束過程というのは、実質成長率の方は、四・六月の場合も前期に対応して速報では〇・八%の上昇、年率では三・二~三・三%ぐらいの上昇率でだんだん高くなつてくるが、反対に名目成長率の伸びが落ちてくる。ところが企業の業績といふものは、名目成長率に影響される。名目的所得が伸びないと税金が増えないから名目成長率がだんだん落ちてくる過程では、企業の業績もどんどん悪くなるし、歳入欠陥というのも大きくなつてくる。

太体、いつの場合でもインフレ抑制にかかるがいま直面している問題は、経済活動が大幅に落ち込んで生活指数では二〇%も落ち込む。そのため潜在成長能力と現実のGDPとの間に、大体一二・三%、計算の仕方で大きくみる人は一五%のギャップが今まで発生している。そこでいったん潜在的な成長能力の線上にのせて、それから減速するというのか、それとも、大幅なデフレギヤップ

をかかえたまま減速するのか経済審議会の長期的な経済計画の策定の場合でもあります。前者と後者とは大違いで、もといまいだ。前者と後者とでは、企画庁ではたとえば五・四一六・五%ぐらいまで減速すると一つの試算を出していますが、仮にいったん潜在成長能力のところへ戻るとなるとその間はかなり年々の成長率は高い。仮りに五年間で戻るという計算だとその間は七・二一八・三%ぐらいつまり八%前後の高成長でいくことになる。一体前者と後者のどちらでいくのか、そういうことがはつきりしません。低成長論が安易にいわれています不安感があおられる。

今後の政策課題を考える前提として、一体今後の経済の見通し、展望をどう見るか。この点については非常な悲観論と比較的強い見方など、いろいろあります。現在のように大幅に落ちた理由が、構造的な理由とか長期的に作用する要因によって落ちこんだとなると、当分は低水準でゆく以外にない。

この場合は雇用対策をどうするかが最大の問題となる。そうではなくて、政策的要因、あるいは一時的な理由で落ち込んだと考えるとその政策的要因、あるいは一時的な要因がとり除かれると、たんは潜在成長経路へもどる。

私は大幅な落ち込みというのは構造的な理由によるものではないと考えています

す。たとえば石油が足りないから一〇%落ち込んだわけでは決してない。たしかにきつかけはオイルショックでしたが、現在石油は日本国内でも国際的にも非常にだぶついている。産油国はもとと石油を買ってくれといっている。

それから、環境問題、あるいは立地問題などはだんだん深刻になってきているが、環境基準が厳しくて投資ができるない工場がたたないから二〇%も落ち込んだかというと決してそうではない。

つまり八%前後の高成長でいくことになる。一体前者と後者のどちらでいくのか、そういうことがはつきりしないまま、低成長論が安易にいわれてますます不安感があおられる。

一体今後の経済の見通し、展望をどう見るか。この点については、非常な悲観論と比較的強い見方など、いろいろあります。現在のように大幅に落ちた理由が、構造的な理由とか長期的に作用する要因によって落ちこんだとなると、当分は低水準でゆく以外はない。

この場合は雇用対策をどうするかが最大の問題となる。そうではなくて、政策的要因、あるいは一時的な理由で落ち込んだと考えるにその政策的要因、あるいは一時的な要因がとり除かれると、いったんは潜在成長経路へもどる。

す。たとえば石油が足りないから二〇% 落ち込んだわけでは決してない。たしかにきっかけはオイルショックでしたが、現在石油は日本国内でも国際的にも非常にだぶついている。産油国はもっと石油を買ってくれといっている。

それから、環境問題、あるいは立地問題などはどうだんだん深刻になってきているが、環境基準が厳しくて投資ができるない工場がたたないから二〇%も落ち込んだかというと決してそうではない。

どういうわけで二〇%も落ち込んだのかというと、その理由は三つになる。

第一の理由は、大変なインフレで消費が大幅に減退したこと。つまり従来の不況の場合には消費はいつでも下ささえ要因、不況だけれども消費は活発だったが今回の場合は消費はまっ先に、かつ大幅に落ち込んだ。

第二の理由は、総需要抑制が二年以上も続けられ、加えて政策転換のテンポが遅かった。従来の総需要抑制は大体一年前後で政策転換したが、今回は大変なインフレを抑えるということで、従来の倍の期間続けられ、加えて今年の春斗にこだわったために、よけい政策転換のテンポを遅らせた。こうしたことから政府の需要も大幅に減少し、設備需要も在庫需要も大幅に抑えられた。

第三の理由は、世界不況の同時進行という問題。つまり世界的に固定平価制が崩れていく過程で、各国とも為替調整を

いやがつたから、国際流動性がものすごく膨張する、その結果世界的に猛烈な不況が起ころる。これに対し、各国いソフレが起ころる。これが第三の理由です。

固定平価制が崩れていく過程で比較的うまく為替調整をやつたドイツが一番フレの上り方が少なく、消費者物価は7%しか上らないのに、反対に一番へたくそであった日本がインフレの上り方がひどくて一五%も上る。というのは西ドイツ、とくにこれは社会民主党の功績なんですが、マルクを早くからひんぱんに切り上げたことが基本的原因になつてゐる。日本の場合もちろん直接の責任は政府・自民党にあるのですが、同時に野党の方も円切上げ反対ということでしたから、いまの経済危機を招いた一半の責任があるといえるかと思います。われわれ経済学者が円を切り上げることが国民の利益だと強く主張したわけですが、これは与・野党、両方も聞き入れてくれなかつた。こんどのインフレと不況は経済学の常識を無視すると一体どういう状態が起るかという貴重な教訓だつたと思う。

そこでこの三つの要因がとり除かれてくると、いったんは潜在成長能力の線上へもどることができる。また、もどさなければならぬと思います。いま第一のインフレについては、明らかに沈静の段階に入っている。卸売物価はすでに前年比〇・四一〇・五%の上昇でまつたく安定している。消費者物価の方は、公共料金に問題がありますが、内容的にみますと、昨年の一〇月以降、公共料金や季節的要因を除くと、ベースとしては年率六%程度のペースに落ちてきている。経済のメカニズムからいふと、インフレといふのは必ず三つの段階があり、第一段階は一次産品の値段が大幅に上の段階、第二段階には工業製品の価格が大幅に上がります。第三段階には公共料金が大幅に上がります。公共料金は議会なり、政府の審議会にはかるので当然おくれることになります。大体公共料金引き上げはインフレの後始末であつてインフレの原因ではない。大体三分の一以上引き上げが終つて、あと三分の一ぐらい残つているということです。

いわれますが、ベースアップが一三%で消費者物価が一三%台の上昇では消費が増えないのは明瞭で、この秋、一〇月前後には一ヶタになる。ベースアップが一三%で、消費者物価上昇率が一〇%以下になってくると当然、その差額は実質的な消費増になつてくる。インフレは最終段階に入っている。

第一の総需要抑制はもう転換するといふことがはつきりしてきた。不況対策を重点的にやる姿勢になつていて、ただ経団連や自民党案のようなことになりますと、不況対策がゆき過ぎてインフレを再燃させる危険がある。あるいは反対に財政当局がいつているような歳入欠陥にこだわって足を引つぱるということになりますと、不況対策が足りなくなる可能性があります。

とにかく地方自治体の歳入欠陥が非常に問題で、仮にいま伝えられるように、不況対策が財政投融資計画を中心にやられることになりますと、いくら財投を増やしても、一方で地方自治体が歳入欠陥で事業費を圧縮する、あるいは人件費を切りつめるとすると、これは結局帳消しになります。この歳入欠陥をどう取り扱うかということが、今年の下半期の経済政策上一番大きな課題ではないかと思ひます。

一口に歳入欠陥といっても、次の二つの場合は基本的に違うということを確認しておく必要がある。一つは完全雇用の

状態のもとで歳入欠陥が生じている場合

と、それから不況の状態、不完全雇用状



## 現在の経済危機をどう見るか

報告者

東洋大学教授 新田俊三氏

短期政策と長期政策の両者は一たん区分した上で連動性を持たせると、いう考え方でいかなくてはいけないというのが私の持論です。

当面する要求とそれが中長期にわたる問題とは一応、区別してものを言った方がよい。特に労働運動サイドでこれをいっしょくたにやると、どこからどこまでが労働組合の役割で、どこからが革新政党の役割かという点をハッキリしないまま議論をしてしまうから、非常に困難がおこる。

まず申し上げたいのは保守と革新の政論争における対象設定の同時性ということです。好むと好まざるとにかかわらず現在の保守党政府が残した遺産としての日本経済の現状をうけついでしか物は考えられない。不況の問題でも終需要抑制政策そのものが日本経済に与えた影響が構造的であるほど問題を深刻にうけとめなくてはならない。

現在の不況の性格は、第一にやはり世界的なインフレであると指摘するのは正しい。インフレがすべての問題の原点であったという認識をもつと強く持つべきである。この世界的なインフレーションを

もうカバー出来ないところまでおち込むのではないかという危惧を持たれ出しました。さらに、興人のような倒産問題がおこって来て大型倒産が出てくるになると、財政投資による景気刺激を本格化せざるを得ない。

日本経済がなぜ財政支出に依存せざるをえない体質になつているかというと、昭和四五年以降特に大企業の投資領域における市場の構造変化を見てみなければならない。

今日の特に寡占的といわれる大企業の投資行動はますます投資領域をシステム化された産業の領域は多くは社会資本に属している。しかも、その多くは日本経済が高度成長下で、長年投資不足というか

たちはほつたらかしていた領域だから、それに対して潜在的需要はきわめて高い。住宅問題なんか典型的で、そういう高度成長下における投資不足の領域が現在では潜在的な需要となって、頭をもたげつた。しかも、それに対しては大企業が一つの集団的な市場支配というかたちで投資をおこないつつある。それで市場構成そのものが、公的財政支出に依存すれば、けれども、その回復過程はそれまでのものに対する対応策として現在の資本主義諸国は総需要抑制というかたちしかとり得ないということに一つの特色がある。それで不況の同時性を説明できるわけです。けれども、その回復過程はそれの国の特殊性に規定されるから單一ではありません。日本経済は明らかに金融操作によつては景気が回復しない体质になつていて。オーバーキルという現象がますます顕在化してきて、このままでは需給ギャップが相当景気を刺激してももうカバー出来ないところまでおち込むのではなくかという危惧を持たれました。さらに、興人のような倒産問題がおこつて来て大型倒産が出てくるにいたり、おこつて来て大型倒産が出てくるにいたりすると、財政投資による景気刺激を本格化せざるを得ない。

日本経済がなぜ財政支出に依存せざるをえない体質になつているかというと、昭和四五年以降特に大企業の投資領域における市場の構造変化を見てみなければならない。

今日の特に寡占的といわれる大企業の投資行動はますます投資領域をシステム化された産業の領域は多くは社会資本に属している。しかも、その多くは日本経済が高度成長下で、長年投資不足というかたが深刻になつて来ている。典型的な不況型倒産になつて来ているわけで、一口にいえば有効需要の不足が基本になつてゐると思います。

有効需要の国家の財政政策による増減で議論の良し悪しは別にして、ケインズ政策という名前で戦前にだされていましたが、問題は景気と財政という問題ではなくて、財政支出の経済構造に対しであたえる影響というもつと質的な問題を現在資本主義との関係ではだしていかなければいけないというふうに考えるわけです。ちなみにイタリアに南北問題があつて、南部に失業者がある。そのとき従来の古典的な解釈では公共投資をやつて失業を吸収すればいいじゃないかと単純な考え方で実際にその通りやつたのですが、失業者は少しも減らなかつた。物価は上つたけれども失業が出てくる。それは当時の電力問題に生産のネットが存在していただけです。ですから生産上の重大なネットがあるときにはいくら投資を追加しても生産は拡大しないわけですから、改めて国民経済に於けるネットはなんぞや、という問題を現在資本主義の視点では重視しなくちゃいけないだろうという感じがするわけです。

私どもは総需要抑制政策そのものは、それ自体、なんら生産的政策ではない、それ以外にとりようがないからやつてゐるだけの政策だという批判をくわえてきた。しかし、問題はそうはいつておれんわけで、その意味は総需要抑制政策そのものによって日本経済の構造的転換が民間企業の蓄積の領域に大きな影響を与えているつまり政策としては静態的なあるいはネガティブな総需要抑制政策しか

とっていないけれども、それを与件とした経済状勢のもとでは、一定の構造変化がどんどんおこる。それが大変のぞましくない方向の変化だということで、一刻も早くこれをなんとかしなくちゃいかんだろうという問題につながるわけです。その意味は一つは総需要抑制政策そのものがマクロ的日本経済を戦後最大の不況におとし入れた。この辺は労働組合の方々に不況宣伝ということばを使う時に注意してほしいとさんざんクレームをつけておられますけれども、本当は日本経済はもうかつているのだけれども、もうかつていないような顔をしている。やればどちら式の単純な発想では現実には切れない。まちがいなくこれはマクロ的な戦後最大の景気後退だらう。

特にこれまでの景気後退どちがつたパターンが沢山出て来ている。大体実質的な売上高がほとんど横バイであったといふのも、重要な現象だし、営業利益のお方も、戦後最大、しかもそういうマクロ的指標に加えてもつと重視すべきことは、今回ほど産業間、企業間に格差が出た不況はかつてなかつたことです。これは労働運動とは大変重要なつながりをもつくる製造業と非製造業の間の大きな格差、製造業の中でも鉄鋼、その他、ベアリングとか、そういう一部の伸び率の高い産業と、繊維であるとか、金属であるとかそういうところでの非常に大きかりでの直撃を受けた産業の格差が非

常に大きくなつてきている。鉄鋼業でも高炉と平炉の間では格差がどんどん大きくなつてきている。高炉の大手メーカーに対する平電炉メーカーの中小企業の体质を考えますと、同時に企業間格差になると、総需要抑制政策そのものが日本経済の構造に対して、一定の衝撃的効果を現わす。この衝撃的効果といふのは不可逆的な性格があるわけで、好景気になると、また元の性質にもどるという性格のものでは決してない。労働運動のタームでみますと合理化がいつきに進展するといってよいと思う。しかも、これがマクロ的な構造変化をともなつた合理化である。

そういった日本経済を前提とした場合引き締めによって賃金上昇率がたちまち鈍化するのはさけられない方向であると云ふことを指摘したい。むしろ、冷静に現在の官庁のエコノミストがそういう日本経済の構造を知りつくしてうまく政策運営をやつてている。このことからとりわけ所得政策をとる必要もない。現在の日本経済の四十五年以降転換した新しい経済構造のとりわけ二重措置的な性質を考えた場合には賃金上昇率はたちまち鈍化せざるを得ない。しかもしばらくぬけきれいな体質になつていて、その意味では決して不況で首がとんだから、景気を再び刺激しようという量的な領域にとどまることの發言をすべきではない。

もともと失業と物価を同時に解決でき

常に大きくなつてきている。鉄鋼業でも

常期路線ないし長期路線になる。

治的な問題だ。景気刺激の側面だけからいえることは相当大型のプロジェクトを組まなければ成長率六・五%すら危なくなつてくる。景気刺激、ますます大型プロジェクトだ。それを突破できないのは革

新の革新たるゆえんがない。短期の問題と中期の問題は厳重に区別して議論しないとしばらくはインフレが続いてもやむをえないというふうに埋没しかねない。そういう誤解を与えてはならない。

今回の不況の性格を財政支出の側面から四十年不況、四十六年不況と比較してみると、まず四十年不況のときは財政支出は全体で波及効果を含めて九千六百億円程度の有効需要の増大になったとみてみると、三兆六千億円ぐらいで、大体需給ギャップの二七%程度カバーした。経済運営の常識は三分の一とされている。四十六年不況のときは四十五年にくらべて実質政府支出は一兆五千八百億円ぐらい拡大している。有効需要の喚起の度合いは非常に大きく三兆四千四百億円の拡大で当時の需給ギャップが大体六兆円だから五〇%以上カバーしたとみていい。

現在は需給ギャップの額が控え目にみえた場合には賃金上昇率はたちまち鈍化した財政均衡論をやつてほしいということだ。それは財政という個別の領域だけの経営学的財政論、均衡のとれる効率的財政論であつてはならぬということだ、この点は実は財政効率論に対応するには市場メカニズムを有効に利用した市場競争論が対極にある。例えばこの点が現在、資本主義の構造で有効な資源の配分をなしうるかどうかについてはすでに一定結果があつたえらわれている。住宅、公害もそ

よつてきまつてくる。これはきわめて政

治的な問題だ。景気刺激の側面だけからいえることは相当大型のプロジェクトを組まなければ成長率六・五%すら危なくなつてくる。景気刺激、ますます大型プロジェクトだ。それを突破できないのは革

くと結局不便なところに家が沢山たつた  
ということで交通問題など好ましくない  
不均衡結果がとられる。これに対しても私は  
ちは一連市場メカニズムへの介入は当然  
だと主張してきた。それは市場メカニズム  
を廃棄するのではなくて市場メカニズム  
にほつたらかしておくと社会資本領域  
における資源の適正配分がおそらく不可  
能になるだろう。均衡の基準のとり方を  
市場メカニズムによる均衡理論からはず  
せといつてはいる。市場メカニズムは通用  
しない領域を最高配分にもつていくには  
政策介入が必然である。それは市場のメ  
カニズムを前提とした介入だから通産の  
役人がいつたような計画的市場メカとい  
つても少しもさしつかえない。この一定  
の政策目標をもつたうえの介入を中期の  
問題としては住宅問題でやつてみたらど  
うかと提起しているわけです。

いかに質的に差異がでてきた労働力の援助化を労働力政策をもって補てんするか、それをやらなければ日本経済には決定的なネックが生じるという逆に危機意識をもっている。やはり市場メカニズムに一定の限界があることを保守、資本の論理のなかで認めたということですが問題はそういう政策がこんごでくるのではないか。だから雇用保険法がでてきたことがその二重構造的な労働市場にどういう影響をあたえるかをわれわれはまずみなければならない。同時にわれわれは諸問題に対してどういう観点から雇用政策を提起していくか、こういう質的な観点が大事だ。

だから必らずしも景気を刺激して雇用を拡大することに力点をおく必要はないのであってそんなことはいわなくてむこうがやるにきまっているのだから、革新側はむしろ高度成長下で忘れられ埋没し、日本でこれから遠ざかっていると思われるもと社会化された形態に近い問題提起があつてしかるべきだ。私どもも最低賃金制度というかたちであらわしてきたわけだが、この意味では長期の問題になると産業構造の変化、資源政策、雇用政策等々の問題をふまえた制度的な非常策を要する政策が必要だしこのことわけです。しかし問題なのはそれにつながる政治的な条件が整った政治でないとあまり意味をもたないということも当然いえるわけです。しかし問題なのはそれにつな

が申し上げたいのはいまのような企業導型の不況からの転換にまかせておくのはいけないのであって現在の国民の諸要求を、そのエネルギーを結集しうるかたで政策の焦点をあわせねばいい。それはわれわれが考えなくしもすでに下からでてきている問題ではないか。それはいつてみれば住宅と交通の問題であり教育の問題という社会資本の問題だ。これについて早急に産業構造論的に根拠をもつた提言にもなるわけですが、戦略産業そのものに対するコントロールを、国民生活を基準とする機構からもつとうちだけでいいのではないか。とりわけ重点をおいてほしいのは住宅問題にしほうていいと思う。現代資本主義の構造で住宅問題は産業連関的諸問題であり、あらゆる産業においては成長産業、リーディングセクターなければならない。すべてに関連するキー産業としての機構をもつている。しかもことは成長産業、リーディングセクターとして自動車にカラーテレビに象徴された耐久消費材にかわりうる性格はこれしかない。しかも成果の連続性ということがあり、無から有は生じないのであって現在住宅産業はこれまでの高度成長で日本経済が蓄積してきた重化学工業化の力が支えられてでてきた。そういう現実の根柢のある産業を拡大することをいい意味での景気刺激効果になるし構造改善の

系口になるし国民生活の安定につながりうるという戦略的意味合いをもたらせられる。同時にそれをやると都市政策・公共政策になる。中期の政策としてはそれだけでもやってみたらどうかと思うのです。住宅政策をとりあげたら何が問題になるか政策のシステム化をはかつてほしい。あとつなぎ方が長期政策になる財源の問題でとつぴな提案かも知れないが燃料税と自動車取得税のような高度成長下でとり残されてまだ生きている目的税的性格の税制を転換期の时限的性格の税制として住宅にまかしてもいいと思う。実にあれはおかしな目的税的性格であって、自動車の税がふえる。ふえると道路に投資する、道路がふえるとまた自動車がふえるというかたちで財政硬直化というかたちで全体の資金配分が問題になっているにもかかわらず、過去の高度成長的体质の税制が目的税的性格として生きのこっている。こういった問題はただちに手をつけたらいといふ。日本経済を屈折させるひとつつの政策手段がつくられる。転換期の政策は長期的な意味での整合性、たとえば自動車をもつたものがなぜ公害の負担をおわねばならぬかという整合性は必ずしも気にする必要はない。ただ転換期の政策として処理すればよい。

雇用の問題についてはまず基本の方針としてはインフレがただちに片づかないという世界市場の構造をふまえた局面支出の効果が物的な条件での国民生活の改善に寄与するかどうかという財政支出の効率をはかる尺度をもうひとつおいてみたらどうか。例えば住宅にたいする財政投資をやつたために物価がなかなか下がらなかつたとしてもそのことによって三木さんのライフサイクルにではないが一定の住宅給付をうけるという物的支出効果だ。これをやりますとある程度インフレにたえられるという物的生活基盤ができるてくる。むしろ大事なのはそこだと思う。インフレをいきなりバッとはめられたとするといふ下で国民生活や労働者や国民が一定の生活を営める一定の環境なり施設をつくってやる。同時にフローにたいするスライド制をもつことが

一九七五・九・一七

## 現在の経済危機をどう見るか

報告者 京都大学教授 宮崎義一氏

今回の世界的景気後退にはいくつかの特徴がある。まず世界的な規模での同時的な不況といふのはちょっと例がない。これは情報が非常に瞬間に伝わるといふこともあるが世界経済がとくに関係が密になつてきていることと無関係ではない。さらに景気の悪化の速度、ひろがりも今までにない規模である。何よりも最

大事だと思う。それは最賃制をつくらなくてはできないから、最賃制でインフレにたいするスライドをやる。そして物価上昇にたいするある程度のハドメをやってみる。それが短期から中期にかけての政策路線だと思う。今日、インフレを次第に根絶させる政策を路線問題から国際市場の問題を含めたもと長期の政策が必要だが、いうなれば短期、中期の自転車操業にあたる政策をやつしているうちに次第にインフレなるものが沈滞していく方策を示せなければ短期、中期の政策も意味がなくなる。革新側からだすべき問題はもう量を尺度とする問題、景気刺激とか高度成長といった問題ですと財政支出の国民生活に与える効果はどうやってはかるか、事の質をどういう風に推定するかの理論を確立して政策に反映することだと思う。

第一は一九三四年恐慌のときは一九三四年恐慌と同じ認識でみるわけにゆかない。一九三四年恐慌のときは一九三四年十月にウォールストリートの暴落があつて、その前から過剰生産が進行していく自動車も鉄鋼も生産過剰で価格が下がり、企業が倒産して手形が不渡りになり信用恐慌になる。最後には中央銀行の本位貨恐慌になつて一九三三年暮にアメリカが金本位を離脱し、一九三四年一月にドルの割り不況になるという事実で、いままでこのクリーピングインフレーションと断然違う。

インフレと好景気はペアであつてデフレと不況がペアであるというのは教科書の教えるところであるが、激しいインフレが続いているのに不況があるというの

はまさに理論問題である。

有名な戦前の恐慌の一九年恐慌と現在進行中の恐慌がよくなぞれるが、どこが違つてゐるか。二つの点を少なくとも区別しておかなくてはならない。ひとつは世界的インフレーションの中で不況がおこっているということは戦前になかつた。一九年恐慌は農産物が半額になった後、工業生産物も非常に激しく価格下落した。もちろんそのなかで独占価格はあまり下がらなくて中小企業の価格は急落したという価格構造のアンバランスがあつた。しかし、価格下落のなかで不況が進行した。ところが現在はそうではなく世界的同時インフレのなかで世界的規模の不況がある。これは明らかに二九年恐慌と同じ認識でみるわけにゆかない。

なぜ通貨危機から不況がはじまつたか。通貨危機をよくみると大体十年周期で起つていて、一九四九年にボンド危機があった。五八年にフランが切下げたし、このときポンドも危機になつたが、イーデンが引退することを条件にしてアメリカから借款するのに成功してボンド危機は一応回避された。エズ動乱がボンドを危機におとし入れたが、ドルはそのとき三十億ドルのはじめての大量の金流出をしている。それから六一年頃の金流出があり、六七、八年のジョンソンが引退するときのゴールドラッシュがある。そして七一年のニクソンショックになっていふ。この一連の動きは過剰生産恐慌にかわる資本主義の戦後の形態として通貨危機があつたということだ。その関連を少しく述べてお話ししたい。

大の特徴は大変激しいインフレを伴いながら不況になるという事実で、今までのクリーピングインフレーションと断然違う。

インフレと好景気はペアであつてデフレと不況がペアであるというのは教科書の教えるところであるが、激しいインフレが続いているのに不況があるというの

はまさに理論問題である。

有名な戦前の恐慌の一九年恐慌と現在進行中の恐慌がよくなぞれるが、どこが違つてゐるか。二つの点を少なくとも区別しておかなくてはならない。ひとつは世界的インフレーションの中で不況がおこっているということは戦前になかつた。一九年恐慌は農産物が半額になった後、工業生産物も非常に激しく価格下落した。もちろんそのなかで独占価格はあまり下がらなくて中小企業の価格は急落したという価格構造のアンバランスがあつた。しかし、価格下落のなかで不況が進行した。ところが現在はそうではなく異なる同時インフレのなかで世界的規模の不況がある。これは明らかに二九年恐慌と同じ認識でみるわけにゆかない。

なぜ通貨危機から不況がはじまつたか。通貨危機をよくみると大体十年周期で起つていて、一九四九年にボンド危機があった。五八年にフランが切下げたし、このときポンドも危機になつたが、イーデンが引退することを条件にしてアメリカから借款するのに成功してボンド危機は一応回避された。エズ動乱がボンドを危機におとし入れたが、ドルはそのとき三十億ドルのはじめての大量の金流出をしている。それから六一年頃の金流出があり、六七、八年のジョンソンが引退するときのゴールドラッシュがある。そして七一年のニクソンショックになっていふ。この一連の動きは過剰生産恐慌にかわる資本主義の戦後の形態として通貨危機があつたということだ。その関連を少しく述べてお話ししたい。

第一に一九四七年七月の卸売物価は不況が進行し世界的に二ヶタのインフレがあつた。前進六カ国だけでなくラテンアメリカもアフリカも東欧も例外でなくインフレに組みこまれつて世界的にインフレが進行した。

消費者物価も昨年七月で西ドイツの六・九%を除けば対前年比で二ヶタである。

つまり卸売物価も消費者物価もともに一ヶタである。現在世界的インフレーションがあるという認識が必要である。

そしてインフレーションから例外的な国として中国とソビエトがあるがふたつとも社会主義圏であつて資本主義圏では例外である。ちょうど一九年恐慌のなかで世界資本主義がすべて過剰生産恐慌に陥ったのでソビエトだけが順調に生産を伸ばしていたのと対比できる。なぜ中国とソビエトにインフレがないか、これが体制問題として重要な問題になっている。

いまの卸売物価と消費者物価の一年間の上がり方をみるとアメリカでは卸売物価が一年間に二〇%、消費者物価は一・二%上がり、卸売物価の上がり方の方が完成が激しいことに気がつく。イギリスも西ドイツもフランスもイタリア、日本も同様である。こういう風に卸売物価の上昇率の方が消費者物価より激しかったインフレーションはあまり今まで例がない。私は卸売物価主導型インフレーションと呼んでいる。

ところが六十年代の十年間の平均の物価の動きをみるとこの時も日本にインフレがあったといわれている。日本の消費者物価は年間五・四%伸びていた。しかし卸売物価はそのときほとんど横ばいだった。アメリカは一年間に一・二%、イギリス二・六%等々で日本も一%の上昇しかなかった。このようなインフレを消費者物価主導型インフレと呼んでいる。

この消費者物価主導型でも卸売物価主導型でも消費者にとってはどうやらも生活の困窮度を高めるという点ではまったく同じである。しかしメーカーにとっては

卸売物価が安定していく消費者物価が上がってくるということは大変都合のいいインフレである。なぜなら原材料価格は上がらないのに完成品価格が上がってくれるからである。それが先進国のクリービングインフレーションだった。

ところが最近のインフレは逆転し、卸売物価主導型インフレは日本の消費者は前と同じ以上に苦しいが、メーカーにとっては原材料価格の上がり方の方が完成メーカーの根底をゆるがすインフレである。

つまりメーカーは今まで卸売物価、つまり原材料、第一產品価格は横ばい、そして非常に大量生産のきく工業製品も生産性が上がって賃金が高くなつても物価があまり上がらなくてすんでくれるという前提の上で高度成長はあった。その価格構造がくずれた。そういう意味で卸売物価主導型インフレが先進工業国に大きな衝撃を与えたことだけは間違いない。私は卸売物価主導型インフレがいつから起きたかというとすぐ気がつくのは石油ショックであるが実際に統計で調べると石油ショックでない。消費者物価主導型の価格構造を卸売物価主導型の価格構造に変える最大の要因は七一年八月のニクソン

ショックだった。

金との交換を停止されたドルは金にたいして非常に価値が低下した。つまりドルの没落はだれも知っている。ところが世界の卸売物価はほとんどすべてドル建てで計算されていた。価値尺度としてのドルがニクソンショックでぐらつけば、当然ドルの没落は国際商品価格の上昇に付ながることである。

もうひとつ重要なことはニクソンショック後国際的流動性がどのように大きくなつていったかである。西ドイツ、日本

アメリカ、フランス、イタリア、イギリスの主要六カ国の外貨準備はニクソンショック後非常に大きくなつてゆく。日本の場合一九七〇年の第一四半期に四十億ドルくらいであったのが一九七二年の第一四半期には百七十億ドルになり、百三十億ドルくらいいつきょにふえている。ニクソンショック直後、日本は先進工業国のかなでただひとり一ドル三百六十円の為替レートに執着して外為市場を閉鎖しなかつたので八月十六日から二十七日までの間に四十六億ドルのドルが流入したこととは知られている。それと国際收支の黒字その他でニクソンショック後のドルの流入は激しかった。これが企業の過

剩流動性の源泉になつて七一年株の暴騰木材の暴騰になつてゆく。つまり外貨がある国に入ることは日銀が外貨にみあつて通貨をだすというメカニズムだから、ニクソンショックによつてドルを持つて

いる人がドルを円とかえたいという行為をするとたんに日本の通貨が過剰に流出するという通貨メカニズムが働く。

それが事実一九七二年に日本であらわれた。それ自体が卸売物価を上昇させる原因になるわけである。

西ドイツも当然うなぎのぼりにのびてフランスも上昇している。イタリアトイギリスはほぼ横バイ。アメリカの外貨準備がそれに伴なつて下落しておれば国際的流動性は相殺された。ところがニクソンショック、金ドル交換停止はドルが流れてもそれは金とはかえられない。つまりアメリカにとってドルは外貨準備でないから、アメリカの外貨準備は金といふらかのスイスフランとトイマルク以外はほとんどが金である。従つてニクソンショックは金を流出させないと、いうメカニズムだからニクソンショックまでは金がどんどん減っていたアメリカの外貨準備がニクソンショック後は横バイになつていて。そして他の先進工業国が非常にぼう大な外貨準備をもつとするといふことになると国際流動性は猛烈にふくらむ。

どのようにふくらんだかといふと一九七年七月末の日、米、英、独、仏、伊の主要六カ国の政府のもつていて二百五十億ドルのドル高はニクソンショック後一年たつた一九七三年七月末に三百六十億ドルふやし、一年間に二倍半ふえた。いかにニクソンショック後ふえたかわかる。ベトナム戦争はドルのたれ流しだとい

われたが、どれだけたれ流したかを外貨準備の方で計算すると一九六〇年木から一九七一年のニクソン・ショックまでに百九億ドル。従つてニクソン・ショック後の二年間のドルの流出、つまりたれ流しのほうが激しい。ニクソン・ショックがなかなかおそれく現在のインフレはなかつたと思う。

具体的にどういうかたちで起つたか  
というと、デノミネーションのように、

がらないのがインフレの特徴であつて不平等に上がる。まず最初に上がつていつたのが金の価格である。金の価格は一九七〇年十一月と七三年七月の比較をすると三倍以上になつてゐる。銅は一四三%、鉛は一五五%、石油はそのとき一六四%、綿花は二倍になつてゐる。羊毛は三倍増し、小麦は一七〇%、砂糖は二六一%。気をつけていただきたいのは一九七三年七月は石油ショックの起こる以前だといふことで、このときすでに世界的な物価の上

昇は顯著であつた。  
そこで金はどうして上がつたかというと、ニクソンショックのすぐあと上がるわけではない。金価格が上昇をはじめるのは一九七二年三月ごろからである。どうしてかというと一九七一年十月ごろまではユーロ・ドラーの金利が年利七%ぐらいだった。金価格はユーロ・ドラー金利と非常に相関していて、ユーロ・ドラーの金利が七%だと金価格は一年間に七%上

がらないだろうという見方の上で金を買わないでユーロドラーの現金のままにしていた。ところがニクソンショック後ドルが流出し、三百六十億ドルがヨーロッパではユーロドラーになり、アジアではアジアドラーになつてドルがだぶつくと需給の関係でユーロドラーの金利が下がる。一九七一年二月ころにユーロドラー金利は5%くらい今まで下がつた。そうすると金を買つたら恐らく一年間に5%以上値上がりするだろうという疑惑が成立しやすくなつてきて、預金をひき出して金を買うという行動が起つてくる。從つてユーロドラー金利が昨年の夏ころのジャパンレートのように一七%も高いと実は金はいつ上がるか下がるかわからぬい不安があるが、預金は元金が確実で一七%の金利が確実なら誰でも預金してしまう。従つてユーロドラー金利と金価格はトレードオフの関係にある。ユーロドラー金利が高くなればなるほど金価格はあまり上がらない。しかしユーロドラー金利が下がると、いまのようく低金利だと恐らく国際的商品価格は上がる。国際商品価格指数であるロイター指数、つまり原材料価格指数でしかも国際商品として取引所があつて相場のつくるものの指數をみてもわかるように七一年から急上昇している。ロイター指数は南北問題を反映し、第一次產品輸出国の価格関係をあらわしている。それにたいしてアメリカ工業製品価格というのは先進工業国の中

格。ロイター指数は朝鮮戦争のあと暴落につぐ暴落、しかも暴落のなかで循環があるという状態で、七一年ニクソンショックまで低迷につぐ低迷だった。しかしアメリカ工業製品価格はクリーブングダイレクションで年率大体二・五%の割合でほぼ右上がりの一方向的指数の上昇で循環はなかった。この状況が冒頭いつた消費物価主導型インフレーションの時代である。アメリカにとってあるいは先進工業国にとってこんなに都合のいい価格状況はなかった。原材料は上がらない時代なのに製品価格だけは確実に毎年毎年上げてくれる。これを可能にしたのがケインズ政策だが、そうだとすると、その有効需要は原材料価格として第三世界に流れてくれる。これを可能にしたのがケインズ政策だが、そうだとすると、その有効需要は原材料価格として第三世界に流れ、それが日本に輸入され、それが国内で付加価値として残ってそれは場合によっては労働者の賃上げにも使う源泉であって、賃上げと利潤とを確保できる価格構造は原材料価格の上昇とともに使う源泉であって、賃上げと利潤とを確保できる価格構造は原材料価格の上昇とともに使う源泉であつた。

昇率を上まわる卸売物価の上昇がはじまりた。これは先進工業国にとってかつてない危機的状況である。価格構造においてこのような逆転現象が起つたということはとくに消費者にとってよりもメーカーにとって大変衝撃的な事件だった。

つぎにアメリカ工業製品価格は管理価格としてくる。ロイター価格指数は自由価格で取引所がある。その中間にボスチッドプライスという石油がある。石油価格がその間どう動いたかをみると、一九六〇年という年が石油価格にとって大変重要な年で、この年にメジャーレの圧力に敗けて、アラビヤンライトが一バレル一ドル八〇セントというレベルに切り下される。そしてこの年にOPECが成立する。一九六〇年はアフリカの年ともいわれる。つまり第三世界の独立国がでた年もあるが、六〇年を境に産油国は今までメジャーの圧力で一方的に価格を切下げられたことにたいする抵抗の運動がそこからスタートする。

一九六八年六月のOPEC十六回総会で石油政策に関する一般宣言を採択。いま国連の権利義務憲章でいっている内容を認めろ、資源から最大限の利益を引きを石油について宣言している。つまり天然資源にたいする資源保有国の恒久主権がまず急上昇はじめ、上昇率でみるともう七一年段階すでに工業製品の上

命が起こったと私はみる。ロイター指数がまず急上昇はじめ、上昇率でみるともう七一年段階すでに工業製品の上昇率を上まわる卸売物価の上昇がはじまつた。

これは先進工業国にとってかつてない危機的状況である。価格構造においてこのような逆転現象が起つたということはとくに消費者にとってよりもメーカーにとって大変衝撃的な事件だった。

つぎにアメリカ工業製品価格は管理価格としてきまる。ロイター価格指数は自由価格で取引所がある。その中間にボスティッドプライスという石油がある。石油価格がその間どう動いたかをみると、一九六〇年という年が石油価格にとって大変重要な年で、この年にメジャーの圧力に敗けて、アラビヤンライトが一バレル一ドル八〇セントというレベルに切り下される。そしてこの年にOPECが成立する。一九六〇年はアフリカの年ともいふれる。つまり第三世界の独立国が

出す権利が産油国そのものにあり、権利をもつていてるメジャーにあるのではないということを明確に主張した。これは一方的宣言である。

た

ところがその締結半年後にその根底を  
ゆるがすように一オーンス三十五ドルとい  
う金ドレ交換を停止した。そうするとア

ラブ側は当然そのテヘラン協定改訂の要求をもつ。

油の質とか地理的条件を勘案してきめて  
さらに将来価格引き上げの権利を留保す  
る。所得税率つまりボスティッドブライの  
うちで産油国政府に納める税金の割合を  
最低五五%に引き上げる。世界的インフ  
レによる一・五%の年物価上昇分のドル  
の購売力低下に対応できるようにスライ  
ド方式で石油価格を上げるという要求で  
ある。

一九七一年二月  
一月二十日付  
のドルの切り下げ分にあわせて価格改訂  
ができたあとドルが切り下げられるとそ  
れを要求し、これがショネーブ協定とよば  
れる。さらに七三年一月にドルが一〇%  
切り下げをやつて一オанс四十二ドル二  
セントとなつたときにも、また新ショ  
ネーブ協定を結んでテヘラン協定の価格  
関係をかえている。

これはいざれも一方的宣言であるが七  
一年二月一五日からテヘランでメジャー  
を含んだ協定の調印に成功しまでア  
ラビアンライトの一バーレル一ドル八十  
セントを一度に一ドル十八セントへの引  
き上げが七一年に実施されている。カラ  
カス会議で決定されたようにドルの購買  
力低下に対応するようライド方式で  
公示価格を上げてゆき 七三年一月一日  
七五年一月一日にそれぞれ二・五%づ  
引き上げるという内容で七五年十一月三

一日までの五年間、この価格で安定供給をするという約束をしている。これはアラブ側の勝利でありメジャー側の敗北といわれたが、一オンス三十五ドルという金ドル交換が続くというのが前提であつ

月と、いわゆる不況がはじまつた半年である四十九年一・六月の二つの半年の間に実質総需要はマイナス九・二%で名目四・六%の増加である。

なのに実質は六・六%マイナスである。このような実質と名目のカイ離はいままでの理論構造のなかでは前提されてなかつた。それほど激しい価格上昇が起こつた。

ケインズ理論では有効需要は名目がらスなら実質もプラス、物価の上昇があ

ことである。この政府の固定資本形成がマイナスになるのも総需要抑制策の一環として政府がとった手で、政策的不況といわれるものである。

ないような事態がおこった。つまり有効需要をどのように付与しようとも価格関係について十分な見通しがたたないかぎりは実質でG.N.P.もマイナスが起ること

いうことをはじめてわれわれは経験したことの実質マイナスが起った最大の原因は民間設備投資でマイナス一九・八%。これは総需要抑制策で公定歩合を引き上げていったからである。従つて名目も四・三%下がっている。しかしこれもケインズ政策で説明できない。名目の下がり方が以内でおちつかなければいけない。なぜなら不況だから物価は下がるから設備投資が減れば設備投資の価格が少し下がつて名目よりも実質の下がり方がいつでも低くなつてくれているはずだ。ところが設備投資の需要が減っているのに価格はいざんとして上がっているということはケインズの予想したことではない。

もつと端的にあらわしているのは政府固定資本形成で、名目は一四・四%（ラス

に早く減退した経験がないということからんで今年の不況の最大の課題である消費が名目でふえたそれ以上に物価が上がつてやむをえず個人消費を実質で減少させた。

が設備投資の需要が減っているのに価格はいぜんとして上がっているというのはケインズの予想したことではない。もっと端的にあらわれているのは政府固定資本形成で、名目は一四・四%プラス

けで、価格政策をたてることなしに景気の浮揚策はありえない。

現在の日本の物価状況は卸売物価主導型をいちばん消費者物価主導型に変えたようにみうける。それは福田政策がそうちから、消費者物価は一五%ぐらいでよろしい。卸売物価はひとけたとするというのがこの三月だった。そして来年三月には消費者物価を九%に、卸売物価は一%にするという。現に卸売物価は横バイ、消費者物価は一〇%である。これは消費者物価主導型の価格構造である。

この構造が安定的に持続できると思うのは間違いである。第一世界は先進工業国の一・五%価格上昇にスライドさせたいというのが価格革命の本質だと思う。消費者物価主導型価格構造は七一年以降持続できなくなつたのである。従つて石油価格の上昇、食糧価格、鉄鉱石の価格の上昇がある。あるいはいろんな輸出機構が形成され、輸出カルテルが起つるという状況のなかで一時的にしかいまある状況を維持できないだろうというのが結論である。

福田副総理は本年度末に消費者物価を九%にするという公約をした。そのなかあとで問題にすると思われる発言として石油がかりに十月にあがつても九%は実現するといつている。ところが最近はブレジルへ行つたあたりから違つてきており、年度内に実現するといつている。それは八月の卸売物価を首を長くしてみ

ていたが、ついに九%にならず一〇%、九月になつてくる。そうすれば年度末にはつくづく答える政策かどうか、ここにやつたということで責任をまがれるようにしていいとの考えでした。十月以降

公共料金が上がり石油価格が上がるからむしろ年度末は一ヶタになるかも知れない。そのとき物価政策が失敗したといいたくない。好景気政策をやつたらどう

いたい。いま財界はなりふりかまわざ物価がどう上がるか景気にしてくれといふ。国際的な関係あるいは公共料金その他をみて來年三月は九%におさまらない見通しが強くなつていて。従つていまの段階で好景気政策をやるという転回

をするによつて国民に雇用問題に取りかえて物価上昇を是認する政策にでるだらう。

こういうなかで九月が切りかえの時期になつてゐる。福田さんは年度内に決定的段階がくることをブラジルへ行つたあたりからいっているが、実は年度内一回だけ実現させなければいけないというぐらいのことである。

そうだとすると、価格の問題は依然として解決したのではない。九月以降転換して価格は上がるだらうということを政府はあらわに認めていた。それを好景気実現するといつている。ところが最近はブレジルへ行つたあたりから違つてきており、年度内に実現するといつている。それは年度末九%を実現することを公約と

してもう一べん確認することである。それはつきり答える政策かどうか、ここにやつたところで責任をまがれるようにしていいとの考え方である。これがいいになるとインフレ再来であり、好景気政策という名でインフレ政策をやることになる。その点は個人消費にもつとも大きな影響を与える。

最後に日本の長期政策といつてもいいが、公共政策、景気政策のなかにどうしても必要なことは国際的な原材料の安定供給と安定価格である。昭和四十年の不況のときは公債発行で好景気になった。ところがいまは国際的な原材料価格が上がるという見通し、世界的インフレのなかで国債発行するというのだから条件の違つるのはそこである。原材料の安定価格が四十年と同じようにあれば国債発行は有効である。

そこで具体的な提案として、アラブを含めオーストラリアを含めて原材料供給先に五年間くらいの安定供給の二国間約束をやる。そのかわりわれわれは第一次産品価格の上昇について事前に容認する態度をとるべきだ。それは年率三%づつといふかたちで五年間約束する。それは原材料がどのくらい上がるかわからないのに設備投資なんかできない。従つて価格関係の確実な見通しがたたないので景気対策が可能なのか。政府はいま最大の問題をあいまいにしている。価格革命がいま起つていてもたたないのにどうして景気対策が可能なのか。政府はい

か選択の問題になつてゐる。

一九七五・十・一三

## 臨時国会における「地方財政強化」 のための当面の闘い

日本社会民主党

不況とインフレのもとで地方財政は、地方交付税一兆一千億円、地方税一兆円の大額な歳入欠陥をかかる一方、給与改定及び第四次不況対策等による新たな財政需要に迫られ、今や戦後最大の危機的状況にある。

この地方財政危機の原因が不況とインフレによる収支バランスの崩壊を直接の契機として根本的には貧困な自主財源のまま高度成長下において急速に中央集権化が強められたことにあることは言うまでもない。しかもこの地方財政危機は、単に財政上の問題ではなく、自民党政府の「人件費攻撃」や「福祉先取り行政攻撃」をテコとした一連の行政の縮めつけによって、地方自治そのものの危機となつてている。

したがって、この地方財政危機を打開するには、かねて社会党が提唱してきたように、①地方自主財源の拡充、②大企業の社会的負担の強化、③地方交付税の増額と配分の民主化、④国庫補助制度の民主化、⑤地方財政安定基本制度の創設、⑥経営主義的地方財政の転換、⑦財政自

主権の保障、の七大改革しかない。そしてこの七大改革に沿って、当面の緊急措置を講ずることこそ、今国会における重要な課題である。

### 一、自民党政府の地方財政対策批判

イ、大幅な歳入欠陥を生じた責任をすべて自治体に転嫁し、本年度以降の自治体の財政負担を異常に強要していること。

ロ、地方交付税の減額分に対する穴埋め措置についても、税率の引き上げをはかることなく一時しのぎに終始したこと。

## 一九七四・九・一〇 飼料の需給及び価格の安定に 関する法律案要綱

日本社会党政策審議会

### (目的)

第一条 この法律は、政府による飼料の需給及び価格の安定に関する計画（以下「飼料需給計画」という。）を定めなければならぬ、将来の地方財政の質的悪化を招いていること。

ホ、昭和四一年、四六年の不況時の地方財政対策さえ無視し、根本的問題解決とともに地方交付税制度の抜本的改革を

ること。

### 二、当面のわが党の要求と対策

(1) 一兆一千億円の地方交付税の落ち込みについては、利子（約五千億円）のみならず、元金返済についても国が責任を持つこと。

(2) 地方税の減収一兆円に対しては、全額資金運用部資金で充当するとともに償還財源を保障すること。

(3) 不況対策の内容を地方財政の充実に重点を置き、公共事業追加地方負担分について特段の措置を講ずること。

(4) 過重な節約の強要と人格法に基づく既措置分の流用をやめ給与改定財源を保障すること。

(5) 地方公営企業に対する財政措置を強化すること。

化すること。  
三、法改正の闘い——地方交付税法の改正  
補正予算において右のような措置は、今年度最少限講じられるべきであり、社会党は、これらの要求の実現と緊急に解決されるべき地方交付税制度の改革について次のような法改正案を全野の結集によって提案し、その改革に全力をあげる方針である。  
イ、地方交付税率を現行三三二‰を三五‰とする。  
ロ、国税三税の八‰をもって第二交付金制度を創設し、自治体の民生費、単独事業の充実をはかる。  
ハ、都の特例は廃止すること。

第一条 農林大臣は、毎年度、当該年度

二、輸入見込数量

（飼料需給計画）

第一項の規定による飼料の需給及

び価格の安定に関する計画（以下「飼料需給計画」という。）を定めなければならない。

2. 飼料需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

一、需要見込数量

二、国内生産見込数量



等の買入れは、隨時契約によるものとする。ただし、政令で定める特別の事由があるときは一般競争契約又は指定競争契約によることができる。

(政府管理飼料の売渡し)

第九条 政府は、飼料需給計画に基づきその保管する飼料（以下「政府管理飼料」という。）を売り渡すものとする。

2. 前条第二項の規定は、前項の規定による政府管理飼料の売渡しについて準用する。

3. 第一条の規定により売り渡す政府管理飼料のうち単体で家畜の用に供すべきものとして売り渡すものは、飼料の消費者が直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「実需者団体」という。）に限り売り渡すものとする。

4. 第一項の規定により政府管理飼料の売渡しをする場合の予定価格は、政令で定めるところにより、当該飼料の原価にかかわらず、畜産物の需給及び価格その他の経済事情を参酌し、畜産業の経営を安定せしめることを旨として定める。

5. 第一項の規定による政府管理飼料たる麦類の売渡しについては、食糧管理法第四条ノ三第一項の規定を適用しない。

第十条 政府は、前条の規定により政府管理飼料を売り渡す場合には、その相

手方に対し、当該飼料（これを原料又は材料として製造した飼料を含む。）の譲渡し又は使用に関し、地域又は時期の指定、価格の制限、単体で家畜の飼養の用に供すべきものとして売り渡す飼料の譲渡しの方法の指定その他必要な条件を付することができる。

2. 政府は、前項の規定により条件を付されて政府管理飼料の売渡しを受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る飼料の売渡し価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

3. 農林大臣は、第一項の規定により条件を付されて政府管理飼料の売渡しを受けた者が、その条件に違反したときは、その者に対し、その後二年間、前条第一項の規定による政府管理飼料の売渡しをしないことができる。

（食糧用麦類の売渡し条件）

第十一條 政府は、飼料の需給及び価格の安定を図るため、その所有に係る麦類（飼料たる麦類を除く。）を売り渡す場合には、その相手方に対し、その譲渡し又は使用に関し、地域又は時期の指定、価格の制限その他必要な条件を付するものとする。

2. 前条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により条件を付されて麦類の売渡しを受けた者について準用する。

（売渡しの附帯条件）

この場合において、前条第三項中「前

条第一項の規定による政府管理飼料の売渡し」とあるのは、「食糧管理法第四条ノ三第一項の規定による麦の売渡し」と読み替えるものとする。

(売渡し価格等の公表)

第十二条 政府は、第九条の規定により政府管理飼料を売り渡したとき又は前

条の規定により条件を付して麦類を売り渡したときは、農林省令で定める標準価格について、標準

2. 前項の標準価格（以下「標準販売価格」という。）は、当該標準飼料の原

料又は材料たる政府管理飼料の売渡価格並びに当該標準飼料の原料又は材料の市価、製造及び販売に要する経費並

びに適正な利潤を基準として定める。

3. 農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、政府管理飼料を、これと同一の品目で同一の数量の飼料に買い換え、又はこれと交換することができる。

2. 前項の規定による買換えのための売渡し及び買入れば、同時期に行わなければならぬ。

3. 政府は、第一項の規定による交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し又は補足させなければならない。

4. 第二条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による標準販売価格の決定又は前項の規定による標準販売価格の改定について準用する。

(標準販売価格に関する勧告等)

第十五条 農林大臣は、飼料の販売業者が次の各号に掲げる飼料の区分に応じて、当該飼料を当該各号に規定する価格を超える価格で販売していると認めるときは、その者に対し、当該飼料を当該各号に規定する価格以下の価格で販売

法律の適用については、第四条第一項第七条第一項又は第八条第一項の規定により政府が買入れた飼料とみなす。

(標準販売価格)

第十四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、飼料の販売業者が飼料の消費者に販売する標準飼料（農林省令で定める種類及び規格の飼料をいう。以下同じ。）の販売価格について、標準

2. 前項の標準価格（以下「標準販売価格」という。）は、当該標準飼料の原

料又は材料たる政府管理飼料の売渡価格並びに当該標準飼料の原料又は材料の市価、製造及び販売に要する経費並

びに適正な利潤を基準として定める。

3. 農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、標準販売価格を改定するものとする。

4. 第二条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による標準販売価格の決定又は前項の規定による標準販売価格の改定について準用する。

すべきことを勧告することができる。

#### 一、標準飼料、標準販売価格

二、標準飼料以外の飼料 標準販売価格を基準とし、当該飼料と標準飼料との品質、規格その他の事情の相違

を參照して妥当と認められる価格

農林大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。（報告の徵収等）

第十六条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるとときは、農林省令で定めるところにより、飼料の製造業者、加工業者、販売業者、輸入業者若しくは倉庫業者、第九条第一項の規定により飼料の売渡しを受けた者又は第十一條第一項の規定による条件を付されて麦類を賣い受けた者に対し、飼料の生産、輸入、在庫又は販売の数量、価格その他必要な事項に關し報告させ、又はその職員にこれらの者の事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

2. 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3. 第一項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの

と解してはならない。

#### （飼料審議会）

第十七条 農林省に、飼料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

1. 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、

飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議する。

2. 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣に建議することができる。

3. 審議会は、委員二十五人以内をもつて組織する。

5. 委員は、次の各号に掲げる者につき農林大臣が任命する。

一、飼料の消費者及び飼料用穀物の生産者を代表する者 十人以内  
二、飼料の製造業者、加工業者、輸入業者及び販売業者を代表する者 十人以内

三、飼料に關し学識経験のある者 五人以内

6. 審議会に会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

7. 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

8. 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

9. 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

専門委員は、飼料に關し学識経験のある者のうちから審議会の推薦に基づいて農林大臣が任命する。

委員及び専門委員は、非常勤とする。

前各項に規定するものを除くほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（経過措置）

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においてその命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）

第十九条 この法律の規定により農林大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

（罰則）

第二十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一、第六条第一項又は第一項の規定に違反した者

二、第六条第三項の規定による条件に違反した者

三、第六条第一項の規定による条件に違反した者

四、第六条第一項の規定による条件に違反した者

五、第六条第一項の規定による条件に違反した者

六、第六条第一項の規定による条件に違反した者

七、第六条第一項の規定による条件に違反した者

八、第六条第一項の規定による条件に違反した者

九、第六条第一項の規定による条件に違反した者

十、第六条第一項の規定による条件に違反した者

十一、第六条第一項の規定による条件に違反した者

十二、第六条第一項の規定による条件に違反した者

十三、第六条第一項の規定による条件に違反した者

十四、第六条第一項の規定による条件に違反した者

十五、第六条第一項の規定による条件に違反した者

十六、第六条第一項の規定による条件に違反した者

十七、第六条第一項の規定による条件に違反した者

十八、第六条第一項の規定による条件に違反した者

十九、第六条第一項の規定による条件に違反した者

二十、第六条第一項の規定による条件に違反した者

二十一、第六条第一項の規定による条件に違反した者

二十二、第六条第一項の規定による条件に違反した者

者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第十七条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（飼料需給安定法の廢止）

第二条 飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 この法律の施行に伴う飼料需給計画を定める手続は、この法律の施行前においても行うことができる。

（第四条 この法律第六条第一項の規定は、この法律の施行の日前に結んだ外國産とうもろこし等の買入契約に係る外國産とうもろこし等の輸入については、適用しない。）

第五条 旧法第六条第一項又は旧法第七条第一項の規定による条件に違反した者に対する違約金の徵収については、なお從前の例による。

第六条 旧法第六条第一項又は旧法第七条第一項の規定による条件に違反した者は、この法律第十条第三項の規定の適用については、この法律第十条第一項の規定による条件に違反した者とみ

なす。

第七条 旧法第一条の輸入飼料又は旧法第七条第一項の規定により条件を付けられたふすまの在庫、販売の数量、価格等に関する報告の聴取及び立入検査については、なお従前の例による。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第八条 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第三条」を「飼料の需給及び価格の安定に関する法律（昭和五十年法律第二号）」に改める。

第一条ノ二中「輸入飼料勘定」を「飼料安定勘定」に改める。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「輸入飼料」を「飼料」に改める。

第六条ノ二ノ二中「輸入飼料勘定」を「飼料安定勘定」に、「輸入飼料」を「飼料」に改める。

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「輸入飼料勘定」を「飼料安定勘定」に改める。

第五条 昭和五十年度の食糧管理特別会計法の昭和五十年度の歳出予算で財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第十四条と第六条ノ九中「輸入飼料」を「飼料」に改める。

第八条ノ四ノ二中「輸入飼料勘定」を「飼料安定勘定」に改める。

（食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

### 第九条 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか

第七条第一項の規定により条件を付けられて売渡しを受けた小麦から生産されたふすまの在庫、販売の数量、価格等に関する報告の聴取及び立入検査についても、なお従前の例による。

昭和五十一年度分以後の予算について適用し、昭和五十年度分以前の予算については、なお従前の例による。

第八条 食糧管理特別会計法第六条ノ八第二項第一号又は第三号の規定により食糧管理特別会計に添付すべき前々年度又は前年度に係る書類については、昭和五十一年度分（前々年度に係る当該書類については、昭和五十二年度分を含む。）の予算に限り、これら

の規定にかかるらず、なお従前の例による。

昭和五十一年三月三十一日における

食糧管理特別会計の輸入飼料勘定に所屬する権利及び義務は、同会計の飼料

安定勘定に帰属するものとする。

4. 食糧管理特別会計の昭和五十年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同会計の輸入

飼料勘定の昭和五十一年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、同会計の飼料安定勘定に繰り入れるものとする。

5. 昭和五十年度の食糧管理特別会計の輸入飼料勘定の歳出予算で財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第十四条

の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は第一項の規定により従前の例によることとされる改正前の食糧管理特

別会計法第九条第一項の規定により昭和五十一年度に繰り越して使用するものは、この会計の飼料安定勘定において使用するものとする。

（農林省設置法の一部改正）

第十条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の二を次のように改める。

三十八の二 飼料の需給及び安定に関する法律（昭和五十年法律第二号）

に基づき、飼料需給計画を定め、飼料の買入れ及び売渡しの価格を決定し並びに標準販売価格（同法第十四

条第一項に規定する標準価格をいう。以下同じ。）を定めること。

第四条第四十七号の二を次のように改める。

第十一條 附則第三条から附則第七条まで及び附則第九条に定めるもののほかこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第五十条第四号中「輸入飼料」を

「飼料」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「輸入飼料」を「飼料」に改める。

飼料の需給及び価格の安定に関する法律によりその権限に属させた事項を行うこと。

第五十条第四号中「輸入飼料」を

「飼料」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「輸入飼料」を「飼料」に改める。

を基準として定める。

5. 前項の標準売渡価格は、政令で定め

るところにより、当該飼料の原価にか

かわらず、畜産物の需給及び価格その

他の経済事情を参考し、畜産業の經營

を安定せしめることを旨として定める。

6. 第一項の規定による政府管理飼料た

る麦類の売渡しについては、食糧管理法第四条ノ三第一項の規定を適用しない。  
7. 第一条第五項及び第六項の規定は、第五項の規定による政府管理飼料の標準売渡価格の決定について準用する。

一九七五・一〇・一四

## 農地の宅地なみ課税をめぐる情勢と今後のたたかいについて

日本社会党 農 業 漁 民 局  
地 方 政 治 局

一、自民党政は、わが党の強い反対に

もかかわらず、昭和四十八年の地方税

法改正によって、三大都市圏の市街化

区域内一八二市のA、B農地に対して

宅地なみ課税を強行してきた。しかし

①三大都市圏の一八二市の市街化区域

内C農地、②三大都市圏の町村部の市

街化区域内農地、③三大都市圏以外の

市街化区域内農地、について地方税法

改正法附則第十八条は「……課税の適

正化を図るため検討を加え、その結果

に基づき昭和五十一年度分の固定資産

税及び都市計画税から適用されるよう

必要な措置が講ぜられるべきものとす

る」と規定しており、自民党政はこ

れをもとに、来年度の税制改正において宅地なみ課税を拡大する方向を打ち

出している。さらに、一方では、一般農地の税額据え置き措置をやめ、農地全体に対する大巾増税をもくろんでいる。

二、今回、とくに自民党政が宅地なみ課税の通用範囲の拡大を図ろうとする背景のひとつとして地方財政の危機をあげているが、宅地なみ課税によつて地方財政の危機は解消されない。逆に改正法附則第十八条は「……課税の適正化を図るため検討を加え、その結果による公共施設の新增設などに必要な諸経費は、農地の宅地なみ課税による税収入の增加分より多額となり、地方財政の危機がより深刻化するだけである。

また、経済の高度成長とともに、地価の高騰と利益のみを追求する大企業貫いてきた。

の土地買い占め、乱開発によって国民の住宅難は助長され、生活環境が破壊されてきたが、自民党政はこれを放置するだけではなく、その責任を農業に転嫁し、農地を宅地化することによつて一層都市の過密化をもたらす宅地なみ課税を強行してきた。しかし、経済の高度成長の破綻とともに、自民党政と大企業が一体となった土地買占めによる地価の暴騰、乱開発が社会的にさびしく糾弾され、世界的な食糧危機のなかで食糧自給体制確立の面からも農地の宅地なみ課税は社会的要請に逆行するものであることが党の主張通り明確となり、自民党政の主張する農地の宅地なみ課税の社会的根拠は失なわれた。

三、党は従前から、農地の宅地なみ課税とは、①大資本のための土地政策を促進する、②重税で農民から農地を取り上げる、③都市近郊農業を壊滅させる、④都市の過密を招き、都市環境をますます悪化させる、など反国民的なものであるという立場に立ち、現在都市農業が果している役割—①世界的な食糧危機のなかで食糧自給体制の確立、②都市の自然保護、緑地保全、過密防止

四、党は「農地は農地課税」という基本原則の上にたち、かつ、世界的な食糧危機のもとで、日本農業と食糧自給促進のため、宅地なみ課税撤廃の諸闘争を強力に展開し、これを基礎として地方税法の再改正のたたかいにまで運動を發展させる。

具体的なたたかいとしては、  
1. これまでの方針通りすべての農地の宅地なみ課税に反対し、都市農業を確立するため、自治体闘争を強化

2. すでに住民要求にもとづいて生産発展させる。

緑地制度がつくられる自治体では、この制度を継続強化させる。

3. 今後、宅地など課税が実施されようとしている地域では、自治体に「宅地など課税反対」を明確にさせるとともに、都市農業を守る体制を確立させること。

一九七五・一〇・七

## 「領海一二海里の早期宣言」に 関するわが党の態度

日本社会党

### 一、領海一二海里の設定に関して

わが党は領海の幅員を拡大することについて、これまでに水産政策策定のさいに議論をつみ重ね、領海六海里、漁業専管水域六海里設定の立場にたつてきただが、その後第三次国連海洋法会議など国際情勢の動向とこれら合わせて、領海一二海里の設定は必然となるとの議論に発展し、党内において合意されるに至っている。

現行の領海三海里は、漁業先進国としてわが国の遠洋漁業の利益擁護や海底地資源の開発の場を確保するため狭い領海、広い公海を国際的に維持する立場で領海三海里が固執されてきていた。この限りにおいて領海一二海里を必要とする国民の世論はこれまでに必ずしも高まっていたとはいえない。

だが、近年わが国沿岸においてソ連船など外国の大型漁船が操業するに至

### 4. 宣伝活動を強化する。このため中

央本部では社会新報の号外「宅地な

ど課税反対特集号」を作成する。

5. 以上の諸闘争を基礎に全国的に運動をもり上げ、地方税法改正をかちとるたかいに発展させる。

はわが国の憲法に準ずるわが国固有の問題として、別途に取り扱うべきである。

「非核三原則」は、唯一の被爆国として絶対に守らねばならない原則であり、また、領海内における外國船の無害通行は、沿岸国として当然主張すべきであり、わが党はこの立場をとっていることは明らかである。

領海一二海里が設定された場合のわ

が国の国際海峡における「非核三原則」の取り扱いについて、この問題の解決

は、わが党がこれまでに強く主張してきたごとく、基本的には「日米安全保障条約」を廃棄することによって解決

されることであり、「日米安全保障条約」廃棄のたたかいを強力にすすめなければならぬ。だが、外國漁船の操業による被害続出という事態の緊急性

に鑑み、「非核三原則」に基く暫定措置を講じ領海一二海里の早期宣言を行なう。

二、領海の幅員拡大を漁業専管水域に代

えることの可否について

質問書の非核三原則との関係で領海

の拡大にかえて漁業専管水域を設定することの可否について、すでに第三次

国連海洋法会議において領海一二海里

経済水域二〇〇海里の設定は世界の大

陸域において一定の水域の設定を行なうべきである。このことは、海洋法会議においての方向が遠洋漁業国としてわが国の漁業に不利な方向に傾斜しており、かなりの漁獲量が削減されるであろうことは明確となっている。今日において、国民食糧としての貴重な動物性たんぱく質の確保と供給のためにも必要なことである。

### 三、日ソ操業安全協定の促進について

日ソ操業安全協定の成立を期し促進することについて、わが党が積極的で

あつたことは、先の第七五国会において賛成したわが党の態度から理解してたがるものと確信する。今国会においても、わが党は、先の国会で積み残した「日ソ漁業安全協定」や年金法など国民生活と直接に関係する法案を優先的に審議するよう要求してきたが、

政府自民党は、国民生活を脅かす「酒

・たばこ・郵便料金値上げ法案」の自民党単独審議による強行採決を行ない

国会を混乱に陥し入れ、このため「日ソ操業安全協定」の審議は行なわれていない。これの責任はすべて政府自民

党にある。このことを政府自民党が反省し国会が正常化されれば「日ソ操業安全協定」は第一番に審議し、成立の促進を約束する。

(同文は全漁連からの質問に対する成田委員長名の回答である)

# 「昭和五十年産でん粉、イモ、ビート

## 価格決定について」の申し入れ

右申し入れる。

一九七五年十月六日

日本社会党中央執行委員長 成田知巳

党甘味資源対策委員長 美濃政市

農林大臣 安倍晋太郎 殿

政府は先に昭和五十年産ビート価格公示を生産農民の要求を無視し十月三十一日と一方的にのばし、価格の決定を事実上棚上げして来た。そのため五十年作付けは昨年と同じ横ばい状態であり、しかも春以来の天候不順と重なつて史上かつてない憂慮すべき事態となつてゐる。この際政府は先に発表した六十年目標達成のために、でん粉、イモ、ビート、さとうきびなど甘味資源作物農家の経営安定と砂糖政策確立のため次の点を十分考慮し思い切った施策を実施する様強く申し入れる。

甘しょでん粉 二九、二六一円  
馬鈴しょ 一八、〇七八円  
一四七、七五六円  
一五〇、三八八円

四、甘味資源作物の原料価格の算定に当つてはバリティ一方式を改め生産費所得補償方式をもつて算定するよう早急に法改正を行うこと。

（一）たばこ定価  
①たばこ定価の値上げをやめ、間接税増収政策にもとづく不公平な税制を改め勤労大衆にたいする高率の課税をやめること。

②専売公社は公共企業体として公共性を重視し、安くてうまいたばこの安定的供給を確保すること。

③地方たばこ消費税を増額し、地方の福祉財源を充実させること。

④消費者本位の商品計画をたてたばこ耕作農民の育成保護をはかるとともに、外国葉依存の原料政策を転換して国产葉生産を推進すること。

## （二）郵便料金 政策

日本社会党政審議会

一、現在、甘味資源審議会委員の構成が不明確であるのは誠に遺憾である。早急に甘味資源審議会委員の再構成を行ないその意見を聞き、価格決定を急ぐこと。

二、昭和五十年産原料でん菜の最低生産者価格はトン当たり一万八千三百円とし生産奨励金はトン当たり一千七百円以上とすること。

三、五十年産でん粉原料イモの価格についてはトン当たり

現在、国会では酒（税）、たばこ、郵便料金の値上げ三法案を阻止する闘いが強力に進められていますが、党は既に本年三月六日の中央執行委員会において承認された「公共料金値上げ反対に関する公約の方針」のなかで次のような料金政策を打ち出しています。

（一）郵便料金  
①郵便料金の値上げを中止し、郵便事業の独立採算制度を含め、郵便料金体

系を抜本的に再検討すること。料金体は常利団体郵便物の優遇策を改めるとともに非常利団体、個人郵便物の料金は据置きとすること。  
②障害者団体の郵便物は第四種扱いとし無料とすること。  
③郵便料金の原価を公開し、赤字の原因を明らかにすること。  
④局舎建設及びこれに類する経費は国

⑤財政投融資資金の運用を公開し、郵便貯金及び簡易生命保険の民主的管理を強め国民のための郵政事業として改善をはかること。  
⑥共済年金の長期給付については郵政特別会計からではなく國的一般会計からの繰り入れにより財源措置をはかること。

公共料金値上げ予定一覧表

…たばこ値上げ案…

級 別		本数(本)	改定円	現行円
特級品	ベンソンアンドヘッジス	20	220	160
	マールボロ オールドスプレンダー	20	200	150
	らん ハイライトエキスポート みね	20	170	120
	ミスター・スリム ミスター・スリム メンソール	20	170	120
一級品	ホープ(S) ピース(S)	10	75	50
	ホープ(L) ピース(L) ルナ カレント	20	150	100
	セブンスター マリーナ チェリー	20	150	100
	ハイライト おおぞら エムエフ	20	120	80
二級品	ミニスター	30	150	100
	わかば ハイトーン うるま	20	80	60
	エコー しんせい バイオレット ロン	20	70	40
	ゴールデンバット	20	40	30
	朝日	20	—	30
刻み	ききょう	30	90	60

種類	等級	度数	内容量 (%)	1本当り (g)	小 売 価 格 円)	現 行 税額 円)	改 正 後 税額 円)	上 引 げ (%)
清酒	特級	16 ~ 17	1,800	1,570	513	628	22	22
		1級 15.5 ~ 16.5		1,800	1,180	313	360	
		2級 15 ~ 16		1,800	930	153	—	
ウイスキー	特級	43	720	1,650	669	818	22	22
		1級 40		720	950	309	378	
ビール				633	160	67	82	22

…郵便料金値上げ案…

区別		改定円	現行円	値上げ幅円
第1種 (封書)	{ 定形 25 グラムまで	50	20	30
	{ 定形 50 グラムまで	60	25	35
	{ 郵便書簡	50	20	30
第2種	通常はがき	20	10	10
	{ 月3回以上発行の新聞紙 50 グラムまで	30	6	24
第3種	{ その他 50 グラムまで	35	12	23
	{ 通信教育 100 グラムまでごとに	8	6	2
第4種	{ 盲人用点字 盲人用録音物など	無 料	無 料	—
	{ 学術刊行物 100 グラムまでごとに	20	15	5
	{ 現金・物品 簡易書留	300 1万円 200 まで	100 54円 60 まで	200 140
書留	{ 通 常 小包 (2 キログラムまで)	150 250 まで 250 まで	70 200 まで 100 まで	80 150
速達				

郵便貯金利の引き下げについて（談話）

一九七五・九・二七

日本社会党政策審議会 会長 堀 昌雄

一、政府は、郵便貯金の金利を大幅に引き下げる作業を進めていたが、これは現在の深刻な不況をもたらした政府の経済政策の失敗のしりぬぐいを国民の

零細な貯金にしわ寄せさせるもので断じて容認できない。消費者物価の上昇は依然として預金金利を大幅に上まわっている状況であり、政府は貯金金利を個人定期と法人定期とに区分し、

の引き下げではなく、むしろ、逆に預金の目減りに対する補償措置を講ずるべきである。

一、政府は貸出金利および預貯金金利の引き下げを第四次不況対策の主要な柱の一つとしているが、貸出金利の引き下げは、預貯金金利の引き下げを行なっても、現行の定期預金制度を改正すれば可能である。すなわち、定期預

「国鉄の料金値上げ申請」について

日本社会党 運輸部会

国鉄は今回、急行料金をはじめ各種の料金値上げを運輸大臣に申請したが、国鉄の料金値上げは運輸大臣の認可事項であることを奇貨として、安易に申請し認可されてきたため変則的なものとなり、今回の申請を許せば基本である運賃よりは料金が高くなり、甚だしく体形を乱すことになる。

一方、国鉄の財政改善については政府をはじめ、各方面において来年度予算編成ともにらみ合せて検討中であり、この時期に抜本的な施策のなかで見直す必要がある料金を認めることは当をえないものである。また料金値上げに傾斜する国鉄の経営姿勢は、国民大衆の要望を無視した営利第一主義であつて、国民大衆の合意をうることは困難であるばかりか、今後経営の抜本的改善について国民の協力をうることも困難となるものと思われる。

更に政府の物価対策が未だ固定しない今日、かかる料金の値上げは国民生活を圧迫することになるので、この際これを認可すべきではない。当面の財政措置は経営改善のための総合対策が確立するまでは、運賃、料金の改訂によることなくその他の措置によって行うべきである。右申し入ります。

運輸大臣 木村陸男 殿

とくに法人の定期預金を制限、縮少させ、定期預金金利を受ける一方で、高い金利の借金を負うといった不合理をなくせば、企業に対する貸出金利を引き下げられるのである。したがって、早急に定期預金の個人と法人の分離に着手すべきである。

一、政府・自民党内部で貯金金利引き下げとの引きかえに検討されていると云えられる一般貸付け制度の拡充・新設資金運用部資金の地方財政への活用等の措置は、政府が当然行うべきことであり、貯金金利引き下げの問題とは別

個にあつからべきことである。

一、郵政審議会の会長である土光経團会長は、貯金利率を審議会諮問事項から外すべきことを主張しているが、これは審議会会长自ら、郵政審議会の重要な役割を放棄すべきことを主張しているにひとしい。本来、国民生活の安定と福祉の向上に貢献し、国民大衆の利用する制度をあつかう審議会で、財界の代表する立場の人が会長となるのは著しく不適切であるといわなければならない。かかる人事は早急に改められるべきである。

## 「運輸省」昭和五十一年度予算編成について

日本社会党政策審議会 運輸部会

一九七五・九・一八

昭和五十一年度予算案は、現下の情勢にかんがみ公共交通の確保、安全輸送、環境保全および交通労働者の雇用安定を中心にして編成されるべきものと考えられますので、特に次の諸項目については大幅に組み込まれるよう申し入れます。

一、道路・空港・港湾等の整備五ヶ年計画を見直し、安全・環境保全のための改良を重点にした計画を作成し、そのための財政措置を講ずること。  
(1) 過去債務の全額を棚上げする。  
(2) 地方線維持のため新たに助成の措

置を講ずる。

(イ) 設備投資は在来線の安全輸送、環境保全および輸送力増強（複線、電化）を計画的に行うこととし、その工事費については利子補給を行うこと。

(ロ) スト権確立と併行して、当事者能力を与えるための措置を講ずること。  
三、過疎バス、中小私鉄に対する助成を強化するとともに、地方交通を維持整備するための制度を確立すること。  
二、国鉄経営改善のため  
(1) 過去債務の全額を棚上げする。  
(2) 鉄道、モノレール等の建設あるいは車両増しを上回る一兆円程度とするとこと。

両等の施設整備を促進するため助成を拡充すること。

五、離島航路への助成を大幅に引き上げ、島民の生活安定をはかること。

六、公共交通（鉄道、バス、タクシー、離島定期船等）に対する税制を再検討し、その軽減措置を講すること。

七、身障者、老人等のために施設整備をはかること。そのための助成措置を併せて行うこと。

八、自動車事故対策センターの遭難貸付金の拡充をはかること。

九、中小私鉄、バスの財政改善のため長期

記

## 中小企業向け不況対策に関する申入れ

日本社会党政策審議会

-32-

インフレと不況の長期化の中で、中小企業者の経営と生活は、生産の停滞、売上げの減少、倒産の激増などで危機的状況となっている。この危機を開拓するのには、政策判断をあやまつた政府の責務である。今回の第四次不況対策はきわめて不十分であり、政府は、左記のような中小企業向けの不況対策を早急に行なうべきである。

一、政府系中小企業金融三機関の貸付枠について、年末追加を昨年度の実質五倍増しを上回る一兆円程度とすること。  
二、民間金融機関の中小企業向け貸付けの積極的増加、貸付け金利の引下げ、歩積み両建の廃止を行うよう強力に指導するとともに、その実態的確に把握すること。さらに、相銀、信金、信組等については、低コスト資金が導入できるよう措置すること。

三、政府系中小企業金融三機関の既往の貸付金については、返済猶予措置を行ふとともに、必要な新規貸付を行なうこと。

期債務に対する利子補給等経営基盤の強化をはかるための措置をとること。  
一〇、中小民営交通企業金融公庫を創設すること。

一一、交通企業の負担で実施している公共割引制度を国の負担に改める措置を講ずること。

一二、海上労働安全法を制定すること。

一三、海上労働安全法を制定すること。

四、中小企業に対する信用保証を拡大するため、信用保証協会に対する補助金を三十億円増額することとともに、中小企業信用保険公庫に対する基金を二百七十億円追加し、保証枠の拡大、保証料率の引下げを行うこと。

五、不況対策としての公共投資は、地方自治体が行う生活福祉関連公共事業を中心実施することとし、そのための財源措置を講ずることとし、そのために対する官公需の受託比率を抜本的に高めること。

六、不況業種の中小企業、大型倒産に関

連する下請中小企業については納税延期措置を行うこと。

七、当面の不況対策と合わせ、大企業による中小企業のシワ寄せを防止するため、中小企業の事業分野を確保する法律案及び独禁法改正案を内閣の責任においてすみやかに提案すること。

右申し入れる。

内閣総理大臣 三木武夫 殿  
通産大臣 河本敏夫 殿

## 中小企業者の事業分野の確保に関する法律案

日本社会党

### (目的)

第一条 この法律は、国民経済上中小企業者の事業分野として確保することが適切であると認められる業種を指定し、当該業種に属する事業の大企業者の進出に対し必要な規制を行い、もって中小企業者の存立の基盤を擁護し、併せて経済秩序の維持を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。  
一、常時使用する従業員の数が三百人以下の者であり、かつ、会社（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものを除く。）にあっては、資本の額又は出資の総額が五

額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであって、その事業を廃止したときも、また同様とする。

（大企業者の進出制限等）  
第五条 第三条の規定による指定があった後は、大企業者は、当該指定業種に属する事業を新たに営み、又は当該指定業種に属する事業の設備の新設、増設その他の政令で定める経営規模の拡張をしてはならない。

四、中小企業等協同組合であつて、前各号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの。

二、この法律において「大企業者」とは事業を営む者であつて、中小企業者以外のものをいう。

### (業種の指定)

第三条 中小企業者の事業分野として確保すべき業種は、製造業、建設業又はサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおむね五分の四以上が中小企業者であつて、かつ、当該業種に属する事業に係る過去一年間の生産実績又は取扱量の

おおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであつて、経済的に中小規模の企業形態による事業經營にも適切であり、かつ、当該業種に属する事業の分野に大企業者が進出することが中小企業者の事業活動を著しく圧迫すると認められるものについて、政令で指定する。

### (脱法的行為の禁止)

第七条 大企業者は、第三条の規定による指定があった後は、指定業種に属する事業を営む中小企業者に対し、新たに資本的又は人的関係において支配力を及ぼしてはならない。

2. 大企業者が資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている中小企業者は、第五条及び前条の規定の適用については、大企業者とみなす。

### 3. 前二項に規定する資本的又は人的関係において支配力を及ぼす行為は、政令で定める。

### （排除措置）

第四条 前条の規定により指定された業種（以下「指定業種」という。）に属する事業を当該指定があつた際に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、省令で定める

第八条 主務大臣は、大企業者が前条第

一項の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該大企業者に対し

当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべきことを命ずることがあります。

#### (詔 問)

第九条 主務大臣は、第三条、第五条若しくは第七条第三項の規定による政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、中小企業政策審議会に諮り、その意見を尊重しなければならない。

#### (主務大臣)

第十条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とする。(権限の委任)

第十一条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

#### (罰 則)

第十二条 次の各号の一に該当する者は百万円以下の罰金に処する。

一、第五条の規定に違反した者  
二、第六条又は第八条の規定による命令に違反した者  
三、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の

刑を科する。

第十三条 第四条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一円以下の過料に処する。

この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則

理 由

国民経済上中小企業者の事業分野として確保することが適切であると認められる業種を指定し、当該業種に属する事業の分野への大企業の進出を規制することによって、中小企業者に存立の基盤を確保することが何よりも緊急に必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

次に、その内容の概要を御説明いたします。  
まず第一に、本法律案は中小企業者の事業分野として確保すべき適切な業種を次の基準に基づいて、政令で指定することにいたしております。すなわち、製造業、建設業またはサービス業に属する業種のうち、その業種のうち、その業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業であり、かつその業種の過去一年間の生活実績なり取り扱い量のおおむね三分の一以上が中小企業者によつて占められ、経済的にも中小規模の企業形態が適切であつて、もしこの分野に大企業が進出する場合においては中小企業者を著しく圧迫すると認められるものを、中小企業者の事業分野として確保しようとするものであります。

第二に、指定業種を営む者はすべてこれを届けさせ、大企業者が指定業種の分野に新たに進出し、拡張することを制限し、これに違反する者には罰則をもつて、中小企業者に適切な事業分野を確保して、その経営基盤をますます安定させなければならぬとくりかえし強調し続けて参

つたのであります。

この際、中小企業に適切な分野を明確にし、その分野への大企業の進出を規制することによって、中小企業者に存立の基盤を確保することが何よりも緊急に必要となることと存する次第であります。

これが本法律案を提出する理由であります。  
これが本法律案を提出する理由であります。  
これが本法律案を提出する理由であります。  
これが本法律案を提出する理由であります。

## 中小企業者の事業分野の確保に関する法律案提案理由説明

日本社会党

資本的または人的関係において支配力を持つ中小企業者をして行わしめる場合も同様に規制の対象とし、主務大臣が大企業者に対しその違反行為を排除するための命令を出すことができるようにして、予想される脱法行為を未然に防止することとしたのであります。

第四に、かかる業種の指定並びに大企業者の進出制限、脱法行為の禁止等に関

ととしたのであります。

一九七五・十一・三

## 飼料作物生産振興特別措置法案

日本社会党政政策審議会

農林水産部会

第一（目的）この法律は、飼料作物の生産の振興に関し必要な措置を講ずることにより、我が国の飼料の自給度の向上を図り、もって畜産の健全な発展に寄与することを目的とすること。

第一（定義）この法律において「飼料作物」とは、家畜（家さんを含む。以下同じ。）の飼料の用に供される麦類（大麦、はだか麦、小麦、えん麦及びライ麦をいう。以下同じ。）ともろこし（こうりやん、チモシー、レッド・クローバー、青刈りともろこしその他農林大臣が指定するものをいうこと）。

第三（飼料作物生産振興基本方針）農林大臣は、わが国における飼料の自給度の向上を図るため飼料作物の生産の振興に関する国が講じようとする施策の

する政令を制定、改廃する場合、大企業者に対する命令を行う場合には、特に公正を期するため中小企業政策審議会に諮問するということとしたのであります。以上が本法律案提出の理由並びにその内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げて提案説明を終ります。

産事情その他の経済事情の変動により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとすること。

6. 第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用すること。

2. 都道府県飼料作物生産振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。

一、第四第二項第一号及び第二号に掲げる事項

第四（国の飼料作物生産振興計画）農林大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、農林省令で定める期日までに

基本方針に即して、飼料作物の生産の振興に関する計画（以下「国の飼料作物生産振興計画」という。）を定めなければならぬこと。

二、優良種苗の生産及び普及に関する事項

三、生産技術の改善に関する事項

四、農業経営の合理化に関する事項

五、加工及び貯蔵に関する事項

六、その他農林省令で定める事項

2. 国の飼料作物生産振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。

1. 作付面積及び生産数量に関する事項

2. 草地造成その他の生産基盤の整備に関する事項

3. その他必要な事項

3. 第三第三項及び第四項の規定は、国

の飼料作物生産振興計画について準用すること。

4. 第三第四項の規定は、都道府県飼料作物生産振興計画について準用する。

第五（都道府県飼料作物生産振興計画）都道府県知事は、政令で定めるところにより、毎年度、農林省令で定める期日までに

都道府県飼料作物生産振興計画に即して、飼料作物の生産の振興に関する計画（以下「市町村飼料作物生産振興計画」という。）を定めて都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

6. 市町村長は、市町村飼料作物生産振興計画を定めようとするときは、農業委員会及び農林省令で定める農業団体の意見を聽かなければならぬこと。

3. 第二第四項及び第五第一項の規定は

5. 農林大臣は、飼料の需給事情及び生

市町村飼料作物生産振興計画について  
準用すること。

第七（認定の申請）家畜を飼養する事業を行なう者でその飼養する家畜の飼養の用に供する目的で飼料作物を生産しようとするもの又は家畜を飼養する事業を行なう者に対してその生産する牧草等（飼料の用に供される大麦、はだか麦及び小麦並びに飼料の需給及び価格の安定に関する法律（昭和五十年法律第号）第四条第一項の規定する国内生産とうもろこしその他の飼料たる穀物で政令で定めるもの（以下「飼料用穀物」という。以外の飼料作物をいう。以下同じ。）を販売する旨の契約に基づいて当該牧草等を生産しようとする者は毎年、飼料作物ごとに農林省令で定める期間内に、農林省令で定めるところにより、それぞれ生産しようとする飼料作物の生産につき、その種類並びにその生産に供される農地の面積等を勘査して、申請者別の飼料作物の生産の認定を行い、これを文書をもって、それぞれ、当該申請者に通知しなければならないこと。

2. 家畜を飼養する事業を行う者に対してその生産する牧草等を販売する旨の契約に基づいて当該牧草等を生産しようとする者が、前項の規定により認定の申請をする場合には、申請者に当該契約を証する書面を添付しなければならないこと。

第八（認定等）第七第一項の規定により

認定の申請があつた場合には、市町村長は、第七の期間満了後二週間以内に農林省令で定めるところにより、家畜を飼養する事業を行なう者でその飼養の用に供する目的で飼料作物を生産しようとするもの又は家畜を飼養する事業を行なう者に対してその生産する牧草等（飼料の用に供される大麦、はだか麦及び小麦並びに飼料の需給及び価格の安定に関する法律（昭和五十年法律第号）第四条第一項の規定する国内生産とうもろこしその他の飼料たる穀物で政令で定めるもの（以下「飼料用穀物」という。以外の飼料作物をいう。以下同じ。）を販売する旨の契約に基づいて当該牧草等を生産しようとする者は毎年、飼料作物ごとに農林省令で定める期間内に、農林省令で定めるところにより、それぞれ生産しようとする飼料作物の生産につき、その種類並びにその生産に供される農地の面積等を勘査して、申請者別の飼料作物の生産の認定を行い、これを文書をもって、それぞれ、当該申請者に通知しなければならないこと。

3. 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに当該通知に係る事項を農林大臣に報告しなければならないこと。

第九（認定に係る検認）飼料用穀物に係る第八の規定による認定を受けた者は

政令で定めるところにより、収穫期以後の農林省令で定める期日までに、当該認定に係る農地から生産した飼料用穀物について、粉碎その他農林省令で定める処理を行い、市町村長の検認を受けなければならないこと。

第十（飼料作物生産奨励金の交付）市町村は、第八の規定による認定を受けた者のうち、飼料用穀物の生産の認定を受けたものに對しては、第九の規定による検認を受けた飼料用穀物の数量に応じ、牧草等の生産の認定を受けたものに對しては、当該認定に係る牧草等の生産に供される農地の面積に応じて当該契約の内容並びに申請に係る牧草等の種類及びその生産に供される農地の面積等を勘査して、申請者別の飼料作物の生産の認定を行い、これを文書をもって、それぞれ、当該申請者に通知しなければならないこと。

第十一（交付金の交付）都道府県は、政

令で定めるところにより、毎年度、市

町村に対し、当該市町村が第十第一項

の規定により交付する飼料作物生産奨

励金の合計額に相当する金額を交付す

ること。

4. 第三項の牧草等に係る飼料作物生産奨励金の単位面積当たりの金額は、毎年度、牧草等の種類ごとに農林省令で定める期日までに定めて告示しなければならないこと。

5. 第三項の牧草等に係る飼料作物生産奨励金の単位面積当たりの金額は、毎年度、牧草等の種類ごとに農林省令で定める期日までに定めて告示しなければならないこと。

第六（交付金の交付）都道府県は、政令で定めるところにより、毎年度、市町村に対し、当該市町村が第十第一項の規定により交付する飼料作物生産奨励金の合計額に相当する金額を交付するものとすること。

-36-

金額、当該牧草等の生産事情、当該牧草等の需給事情を参考して農林大臣が定める額とすること。

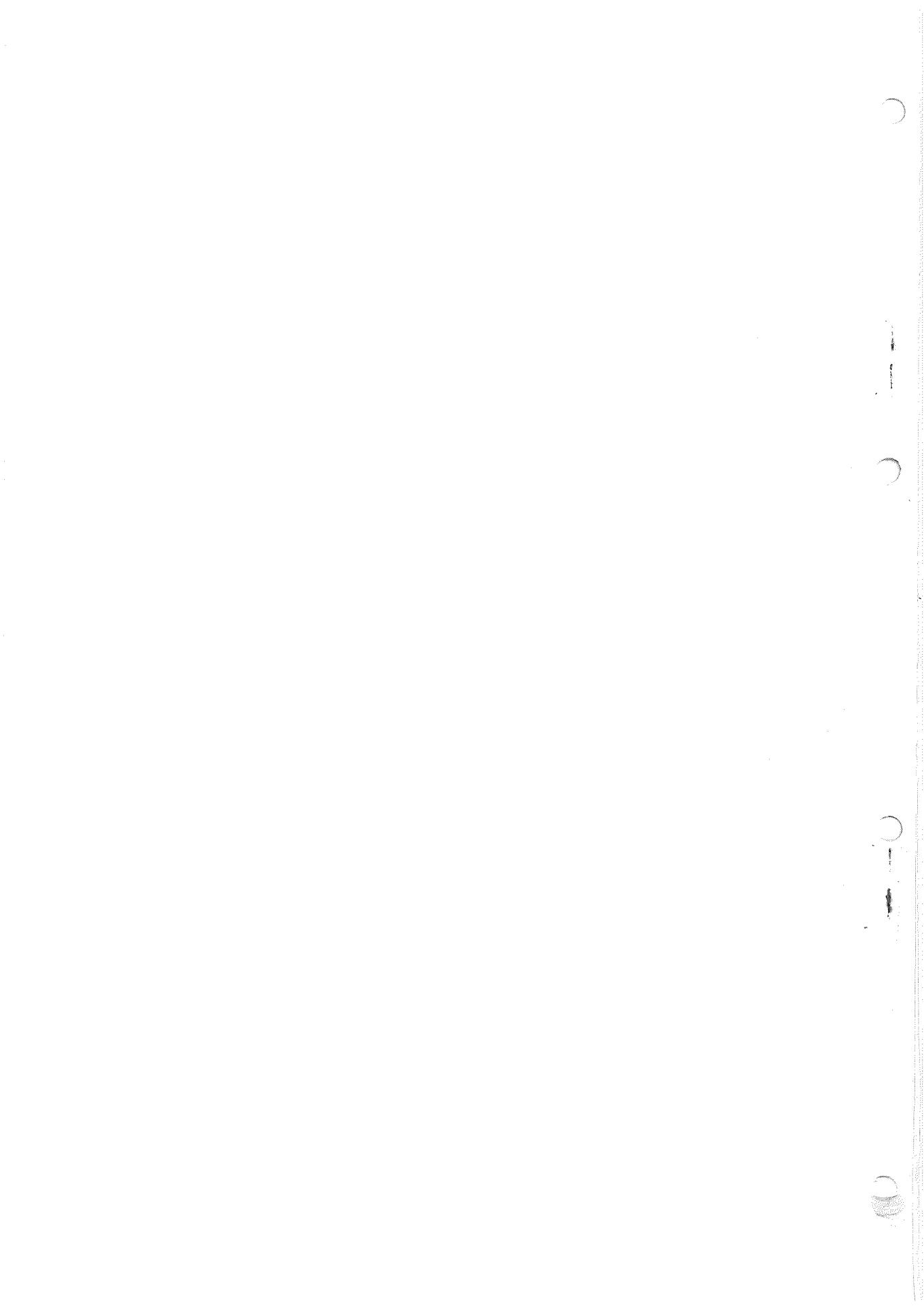
4. 第三項の規定は、前項の牧草等に係る飼料作物生産奨励金の単位面積当たりの金額を定める場合について準用すること。

2. 国は、政令で定めるところにより、毎年度、都道府県に対し、当該都道府県が前項の規定により交付する交付金の合計額に相当する金額を交付するものとすること。

2. 市町村長は、前項の規定により認定をしたときは、当該認定に係る飼料作物の種類及びその生産に供される農地の面積を公表するとともに、これらの事項を都道府県知事に報告しなければならないこと。

3. 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに当該通知に係る事項を農林大臣に報告しなければならないこと。

3. 牧草等に係る飼料作物生産奨励金の単位面積当たりの金額は、政令で定めることにより、大麦の単位面積当たりの標準的な収穫量につき、前項の飼料用穀物に係る飼料作物生産奨励金の



昭和50年10月9日第三種郵便物認可  
1975年11月1日発行  
政策資料第112号  
毎月1回1日発行

---

編集人 松浦利尚  
発行人 堀昌雄  
発行 日本社会党政策審議会  
東京都千代田区永田町 衆議院第二会館  
電話 東京03(581)5111 内線2222~3

定価200円 (送料別)

---